工　事　設　計　書

工事設計書のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
横浜国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７横環南栄・戸塚間改良その２工事
工事地名	神奈川県横浜市栄区田谷町地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 1月	１２）	設 計 年 月	令和 8年 1月
２）	事務所名	横浜国道事務所　工務課	１３）	機械損料一括補正	0　　労務費一括割増　　0%
３）	工事番号	2025010038	１４）	単価適用年月	2026年 3月
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	１５）	歩掛適用年月	2026年 3月
５）	変更回数	0回	１６）	前請負工事費	0
６）	主 工 種	道路改良工事	１７）	前請負代金額	0
７）	工 事 量		１８）	調 整 区 分	0
８）	工　　期	302日間　自　令和 8年 5月 1日	１９）	共通仮設費対象額	
		（当初）　至　令和 9年 2月26日	２０）	現場管理費対象額	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額	
９）	施 工 県	神奈川県	２２）	処 分 費 等	0
１０）	地　　区	横浜地区	２３）	公 告 日	令和 8年 1月29日
１１）	河川・路線	一般国道１号	２４）	入 札 締 切 日	年 月 日

３．予算科目

1） 予算科目：	2） 目：	3） 目の細分：	4） 事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７横環南栄・戸塚間改良その２工事	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良		式	1		214,528,476			
擁壁工		式	1		208,535,338			
既製杭工		式	1		208,535,338			
鋼管杭 (1)	鋼管径(杭径) 2000mm 鋼管長さ(杭長) 28m	本	5	20,670,000	103,350,000			単-1号
鋼管杭 (2)	鋼管径(杭径) 1500mm 鋼管長さ(杭長) 22.5m	本	12	6,017,000	72,204,000			単-2号
銅ﾊﾞﾝﾄﾞ (1)	φ2000用	個	1	240,000	240,000			単-3号
銅ﾊﾞﾝﾄﾞ (2)	φ1500用	個	1	180,000	180,000			単-4号
鋼管杭切断 (1)	φ2000　t=20mm	箇所	5	52,990	264,950			単-5号
鋼管杭切断 (2)	φ1500　t=15mm	箇所	12	31,250	375,000			単-6号
現場取卸(鋼管杭)		t	288	1,005	289,440			単-7号
圧入機組立･解体 (1)	φ2000仕様	回	1	7,541,000	7,541,000			単-8号
圧入機組立･解体 (2)	φ1500仕様	回	1	1,901,000	1,901,000			単-9号

設計内訳書

工事名	Ｒ７横環南栄・戸塚間改良その２工事	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
反力架台設置撤去 (1)	φ2000用	回	1	1,072,000	1,072,000			単-10号
反力架台設置撤去 (2)	φ1500用	回	1	566,100	566,100			単-11号
鋼矢板 (1)	Ⅳ型 平均鋼矢板長さ 19.3m 鋼矢板打込長 17.4m 平均鋼矢板引抜長 17.4m	枚	26	264,700	6,882,200			単-12号
鋼矢板 (2)	Ⅳ型 平均鋼矢板長さ 15.5m 鋼矢板打込長 14.2m 平均鋼矢板引抜長 14.2m	枚	26	219,800	5,714,800			単-13号
ｱﾝｸﾞﾙ圧入	SS400 L-200×200×15 L=10.1m～12.3m 平均圧入長4.7m～10.4m	本	16	490,500	7,848,000			単-14号
ｱﾝｸﾞﾙ切断	SS400 L-200×200×15	箇所	16	6,678	106,848			単-15号
石･ﾌﾞﾛｯｸ積(張)工		式	1		3,619,748			
作業土工		式	1		325,510			
床掘り	土砂	m3	80	2,420	193,600			単-16号
埋戻し	土砂 土砂	m3	30	4,397	131,910			単-17号
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積)		式	1		3,294,238			

設計内訳書

工事名	Ｒ７横環南栄・戸塚間改良その２工事	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場打基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ	生ｺﾝｸﾘｰﾄ:18-8-25(20) 高炉W/C指定なし 底幅 54.7ｃｍ 高さ 35ｃｍ	m	29	12,930	374,970			単-18号
ｺﾝｸﾘｰﾄ(間知)ﾌﾞﾛｯｸ積	控え350	m2	79	32,800	2,591,200			単-19号
胴込･裏込材(砕石)	再生砕石 RC-40	m3	16	7,733	123,728			単-20号
止水ｺﾝｸﾘｰﾄ		m2	12	4,720	56,640			単-21号
現場打天端ｺﾝｸﾘｰﾄ	生ｺﾝｸﾘｰﾄ:18-8-25(20) 高炉 W/C指定なし	m3	2	73,850	147,700			単-22号
仮設工		式	1		2,373,390			
作業ﾔｰﾄﾞ整備工		式	1		503,550			
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 5,000m3未満	m3	500	345.1	172,550			単-23号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	500	527	263,500			単-24号
整地	残土受入れ地での処理	m3	500	135	67,500			単-25号
交通管理工		式	1		1,869,840			

設計内訳書

工事名	Ｒ７横環南栄・戸塚間改良その２工事	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員 B		人日	98	19,080	1,869,840			単-26号
直接工事費		式	1		214,528,476			
共通仮設費		式	1		38,347,716			
共通仮設費		式	1		14,448,716			
運搬費		式	1		10,121,716			
建設機械運搬費	自走式回転圧入機	台	3	482,700	1,448,100			単-27号
重建設機械分解組立輸送費		回	2	3,913,000	7,826,000			単-28号
仮設材運搬費		t	68.8	12,320	847,616			単-29号
現場環境改善費（率計上）		式	1		4,327,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		23,899,000			
純工事費		式	1		252,876,192			
現場管理費		式	1		81,550,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７横環南栄・戸塚間改良その２工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事原価		式	1		334,426,192			
一般管理費等		式	1		48,663,808			
工事価格		式	1		383,090,000			
消費税相当額		式	1		38,309,000			
工事費計		式	1		421,399,000			

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	鋼管杭 (1)	鋼管径(杭径) 2000ｍｍ 鋼管長さ(杭長) 28m	単位	本	数量	5	単価	20,670,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼管杭圧入(自走回転圧入工法) φ2000 t=20	杭長28.0m 3箇所継 平均圧入長26.047m N値=77.86	本	5	13,530,000	67,650,000	
鋼管杭a(材料費)	φ2000 t=20mm L=28.0m	本	3	7,140,000	21,420,000	
鋼管杭b(材料費)	φ2000 t=20mm L=28.0m	本	2	7,140,000	14,280,000	
計					103,350,000	
単価					20,670,000	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	鋼管杭 (2)	鋼管径(杭径) 1500ｍｍ 鋼管長さ(杭長) 22.5m	単位	本	数量	12	単価	6,017,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼管杭圧入(自走回転圧入工法) φ1500 t=15	杭長22.5m 2箇所継 平均圧入長20.053m N値=63.19	本	12	3,052,000	36,624,000	
鋼管杭c(材料費)	φ1500 t=15mm L=22.5m	本	6	2,970,000	17,820,000	
鋼管杭d(材料費)	φ1500 t=15mm L=22.5m	本	6	2,960,000	17,760,000	
計					72,204,000	
単価					6,017,000	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	銅ﾊﾞﾝﾄﾞ (1)	φ2000用	単位	個	数量	1	単価	240,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼ﾊﾞﾝﾄﾞ(材料費)	φ2000	個	1	240,000	240,000	
計					240,000	
単価					240,000	円／個

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	銅ﾊﾞﾝﾄﾞ (2)	φ1500用	単位	個	数量	1	単価	180,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼ﾊﾞﾝﾄﾞ(材料費)	φ1500	個	1	180,000	180,000	
計					180,000	
単価					180,000	円／個

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	鋼管杭切断 (1)	φ2000　t=20mm	単位	箇所	数量	5	単価	52,990

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼管杭切断	φ2000 t=20mm	箇所	5	99,610	498,050	
スクラップ	ヘビーＨ１	t	-6.44	36,200	-233,128	
計					264,922	
単価					52,990	円／箇所

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	鋼管杭切断 (2)	φ1500　t=15mm	単位	箇所	数量	12	単価	31,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼管杭切断	φ1500 t=15mm	箇所	12	72,510	870,120	
スクラップ	ヘビーＨ１	t	-13.68	36,200	-495,216	
計					374,904	
単価					31,250	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	現場取卸(鋼管杭)		単位	t	数量	1	単価	1,005

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場取卸 (鋼管杭)	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ 油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 25t吊 標準	t	1	1,005	1,005	
計					1,005	
単価					1,005	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	圧入機組立・解体 (1)	φ2000仕様	単位	回	数量	1	単価	7,541,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
自走式回転圧入機組立・解体	ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ φ2000仕様	回	1	7,541,000	7,541,000	
計					7,541,000	
単価					7,541,000	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	圧入機組立・解体 (2)	φ1500仕様	単位	回	数量	1	単価	1,901,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
自走式回転圧入機組立・解体	ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ φ1500仕様	回	1	1,901,000	1,901,000	
計					1,901,000	
単価					1,901,000	円／回

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	反力架台設置撤去 (1)	φ2000用	単位	回	数量	1	単価	1,072,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
反力架台設置撤去	φ2000用	回	1	1,072,000	1,072,000	
計					1,072,000	
単価					1,072,000	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	反力架台設置撤去 (2)	φ1500用	単位	回	数量	1	単価	566,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
反力架台設置撤去	φ1500用	回	1	566,100	566,100	
計					566,100	
単価					566,100	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	鋼矢板 (1)	IV型 平均鋼矢板長さ 19.3m 鋼矢板打込長 17.4m 平均鋼矢板引抜長 17.4m	単位	枚	数量	26	単価	264,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板圧入（５０＜Ｎｍａｘ≦６００）	100<Nmax≦180 IV型 19m以下	枚	26	206,800	5,376,800	
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	圧入(50<Nmax≦180) IV型 陸上	回	1	486,500	486,500	
鋼矢板引抜き	陸上 IV型 19m以下	枚	26	14,180	368,680	
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	引抜き IV型 陸上	回	1	67,640	67,640	
鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	IV型 19.3m/枚 60日 無 有 3650円 有 1回	枚	26	22,320	580,320	
計					6,879,940	
単価					264,700	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	鋼矢板 (2)	IV型 平均鋼矢板長さ 15.5m 鋼矢板打込長 14.2m 平均鋼矢板引抜長 14.2m	単位	枚	数量	26	単価	219,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板圧入（５０＜Ｎｍａｘ≦６００）	100<Nmax≦180 IV型 15m以下	枚	26	169,200	4,399,200	
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	圧入(50<Nmax≦180) IV型 陸上	回	1	486,500	486,500	
鋼矢板引抜き	陸上 IV型 15m以下	枚	26	12,450	323,700	
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	引抜き IV型 陸上	回	1	67,640	67,640	
鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	IV型 15.5m/枚 50日 無 有 3650円 有 1回	枚	26	16,810	437,060	
計					5,714,100	
単価					219,800	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	ｱﾝｸﾞﾙ圧入	SS400 L-200×200×15 L=10.1m～12.3m 平均圧入長4.7m～10.4m	単位	本	数量	16	単価	490,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｱﾝｸﾞﾙ圧入	SS400 L-200×200×15 L=12.3m 平均圧入長10.4m	箇所	5	723,900	3,619,500	
ｱﾝｸﾞﾙ圧入	SS400 L-200×200×15 L=10.5m 平均圧入長7.8m	箇所	11	258,000	2,838,000	
ｱﾝｸﾞﾙ(材料費)	SS400 L-200×200×15	t	7.99	174,000	1,390,260	
計					7,847,760	
単価					490,500	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	ｱﾝｸﾞﾙ切断	SS400 L-200×200×15	単位	箇所	数量	16	単価	6,678

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｱﾝｸﾞﾙ切断	L-200×200 t=15	箇所	16	9,958	159,328	
スクラップ	ヘビーＨ１	t	-1.45	36,200	-52,490	
計					106,838	
単価					6,678	円／箇所

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	2,420

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	ｍ３	1	2,420	2,420	
計					2,420	
単価					2,420	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	埋戻し	土砂 土砂	単位	m3	数量	1	単価	4,397

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	ｍ３	1	4,397	4,397	
計					4,397	
単価					4,397	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	現場打基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ	生ｺﾝｸﾘｰﾄ:18-8-25(20)高炉W/C指定なし 底幅 54.7ｃｍ 高さ 35ｃｍ	単位	ｍ	数量	10	単価	12,930

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打基礎コンクリート	生ｺﾝｸﾘｰﾄ各種 有り 一般養生･特殊養生(練炭)	ｍ３	1.414	91,430	129,282.02	
生ｺﾝｸﾘｰﾄ:18-8-25(20)高炉W/C指定なし						
計					129,282.02	
単価					12,930	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	ｺﾝｸﾘｰﾄ(間知)ﾌﾞﾛｯｸ積	控え350	単位	m2	数量	1	単価	32,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリートブロック積工	JIS滑面 150kg/個未満 無し 無し 練積 有(胴込＋裏込) 0.37m3/m2 生ｺﾝｸﾘｰﾄ各種	ｍ２	1	32,800	32,800	
生ｺﾝｸﾘｰﾄ：18-8-25(20)高炉 W/C指定なし						
計					32,800	
単価					32,800	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	胴込･裏込材(砕石)	再生砕石 RC-40	単位	m3	数量	1	単価	7,733

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
胴込・裏込材（砕石）	間知･平･連節･緑化ﾌﾞﾛｯｸ 再生砕石 RC-40	ｍ３	1	7,733	7,733	
計					7,733	
単価					7,733	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	止水ｺﾝｸﾘｰﾄ		単位	m2	数量	11.7	単価	4,720

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 養生無し 無し 全ての費用	ｍ３	1.17	33,250	38,902.5	
生ｺﾝｸﾘｰﾄ:18-8-25(20)高炉W/C指定なし						
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	2.89	5,645	16,314.05	
計					55,216.55	
単価					4,720	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	現場打天端ｺﾝｸﾘｰﾄ	生ｺﾝｸﾘｰﾄ:18-8-25(20)高炉 W/C指定なし	単位	m3	数量	1	単価	73,850

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打天端コンクリート	生ｺﾝｸﾘｰﾄ各種 一般養生	ｍ３	1	73,850	73,850	
生ｺﾝｸﾘｰﾄ:18-8-25(20)高炉W/C指定なし						
計					73,850	
単価					73,850	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	345.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 無し 5,000m3未満	ｍ３	1	345.1	345.1	
計					345.1	
単価					345.1	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	527

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 1.0km以下	ｍ３	1	527	527	
計					527	
単価					527	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	135

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
整地	残土受入れ地での処理	ｍ３	1	135	135	
計					135	
単価					135	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	19,080	19,080	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	建設機械運搬費	自走式回転圧入機	単位	台	数量	3	単価	482,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ　φ2000仕様　5台/片道						
貨物自動車による運搬（１車１回）	各種 16.3km 無 有 16920円	台	10	87,920	879,200	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ　φ1500仕様　2台/片道						
貨物自動車による運搬（１車１回）	各種 16.3km 無 有 28300円	台	4	99,300	397,200	
貨物自動車による運搬（１車１回）	油圧式杭圧入引抜機 鋼矢板II･III･IV型用 16.3km 無 有 14800円	台	2	85,800	171,600	
計					1,448,000	
単価					482,700	円／台

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	重建設機械分解組立輸送費		単位	回	数量	2	単価	3,913,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【90tCC】						
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ系 80t吊超150t吊以下(ｸﾗﾑ平積2m3超3m3下) 標準(1.0)	回	1	2,778,000	2,778,000	
【200tCC】						
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ系 150t吊を超え300t吊以下 標準(1.0)	回	1	5,047,000	5,047,000	
計					7,825,000	
単価					3,913,000	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	仮設材運搬費		単位	t	数量	1	単価	12,320

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬	関東･中部･近畿 16.3km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	2	4,660	9,320	
仮設材等の積込み, 取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	t	1	3,000	3,000	
計					12,320	
単価					12,320	円／t

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼管杭圧入(自走回転圧入工法) φ2000 t=20	杭長28.0m 3箇所継 平均圧入長26.047m N値=77.86	単位	本	数量	10	単価	13,530,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	42.32	35,496	1,502,190	
とび工		人	84.65	33,762	2,857,953	
溶接工		人	84.65	39,678	3,358,742	
特殊作業員		人	42.32	31,518	1,333,841	
普通作業員		人	42.32	27,336	1,156,859	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転 φ2000仕様	圧入力4000kN 引抜力4000kN	日	42.32	2,164,000	91,580,480	
水潤滑ｼｽﾃﾑ賃料	10～60L/min,60kg/cm2	日	169.29	40,000	6,771,600	
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ･ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型･排対型(3次) 200t吊	日	42.32	353,500	14,960,120	
諸雑費 （率＋まるめ） 47%		式	1		11,778,215	
計					135,300,000	
単価					13,530,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼管杭圧入(自走回転圧入工法) φ1500 t=15	杭長22.5m 2箇所継 平均圧入長20.053m N値=63.19	単位	本	数量	10	単価	3,052,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	14.79	35,496	524,985	
とび工		人	29.58	33,762	998,679	
溶接工		人	29.58	39,678	1,173,675	
特殊作業員		人	14.79	31,518	466,151	
普通作業員		人	14.79	27,336	404,299	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転 φ1300-1500仕様	圧入力2000～4000kN 引抜力2100～4500kN	日	14.79	1,286,000	19,019,940	
水潤滑ｼｽﾃﾑ賃料	10～60L/min,60kg/cm2	日	29.58	40,000	1,183,200	
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ･ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型･排対型(3次) 90t吊	日	14.79	195,000	2,884,050	
諸雑費 （率＋まるめ） 60%		式	1		3,865,021	
計					30,520,000	
単価					3,052,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼管杭切断	φ2000 t=20mm	単位	箇所	数量	10	単価	99,610

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	4.08	35,496	144,823	
とび工		人	8.16	33,762	275,497	
溶接工		人	4.08	39,678	161,886	
ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制) 25t吊	日	4.08	98,600	402,288	
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		11,606	
計					996,100	
単価					99,610	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼管杭切断	φ1500 t=15mm	単位	箇所	数量	10	単価	72,510

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2.97	35,496	105,423	
とび工		人	5.94	33,762	200,546	
溶接工		人	2.97	39,678	117,843	
ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制) 25t吊	日	2.97	98,600	292,842	
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		8,446	
計					725,100	
単価					72,510	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	自走式回転圧入機組立・解体	ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ φ2000仕様	単位	回	数量	1	単価	7,541,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	4	35,496	141,984	
特殊作業員		人	4	31,518	126,072	
とび工		人	12	33,762	405,144	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転 φ2000仕様	圧入力4000kN 引抜力4000kN	日	2.52	2,164,000	5,453,280	
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ・ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型・排対型(3次) 200t吊	日	4	353,500	1,414,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		520	
計					7,541,000	
単価					7,541,000	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	自走式回転圧入機組立・解体	ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ φ1500仕様	単位	回	数量	1	単価	1,901,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	3	35,496	106,488	
特殊作業員		人	3	31,518	94,554	
とび工		人	9	33,762	303,858	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転 φ1300-1500仕様	圧入力2000～4000kN 引抜力2100～4500kN	日	0.63	1,286,000	810,180	
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ・ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型・排対型(3次) 90t吊	日	3	195,000	585,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		920	
計					1,901,000	
単価					1,901,000	円／回

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	反力架台設置撤去	φ2000用	単位	回	数量	1	単価	1,072,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2	35,496	70,992	
とび工		人	4	33,762	135,048	
溶接工		人	4	39,678	158,712	
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ･ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型･排対型(3次) 200t吊	日	2	353,500	707,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		248	
計					1,072,000	
単価					1,072,000	円／回

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	反力架台設置撤去	φ1500用	単位	回	数量	1	単価	566,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.5	35,496	53,244	
とび工		人	3	33,762	101,286	
溶接工		人	3	39,678	119,034	
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ･ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型･排対型(3次) 90t吊	日	1.5	195,000	292,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		36	
計					566,100	
単価					566,100	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板圧入（５０＜Ｎｍａｘ≦６００）	100<Nmax≦180 IV型 19m以下	単位	枚	数量	10	単価	206,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2.778	35,496	98,607	
特殊作業員		人	2.778	31,518	87,557	
とび工		人	5.556	33,762	187,581	
油圧式杭圧入引抜機運転	圧入(50<Nmax≦180) IV型	日	2.778	348,600	968,410	
ラフテレーンクレーン運転	50～51t吊 排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制)	日	2.778	147,900	410,866	
諸雑費（率＋まるめ） 18%		式	1		314,979	
計					2,068,000	
単価					206,800	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油圧式杭圧入引抜機据付・解体	圧入(50<Nmax≦180) IV型 陸上	単位	回	数量	1	単価	486,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.1	35,496	39,045	
特殊作業員		人	1.1	31,518	34,669	
とび工		人	2.19	33,762	73,938	
油圧式杭圧入引抜機運転	圧入(50<Nmax≦180) IV型	日	0.59	348,600	205,674	
ラフテレーンクレーン運転	50～51t吊 排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制)	日	0.9	147,900	133,110	
諸雑費（まるめ）		式	1		64	
計					486,500	
単価					486,500	円／回

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板引抜き	陸上 IV型 19m以下	単位	枚	数量	10	単価	14,180

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.345	35,496	12,246	
特殊作業員		人	0.345	31,518	10,873	
とび工		人	0.69	33,762	23,295	
油圧式杭圧入引抜機運転	引抜き IV型	日	0.345	179,100	61,789	
ラフテレーンクレーン運転	25t吊 排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	日	0.345	97,110	33,502	
諸雑費（率＋まるめ） 0.1%		式	1		95	
計					141,800	
単価					14,180	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油圧式杭圧入引抜機据付・解体	引抜き IV型 陸上	単位	回	数量	1	単価	67,640

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.19	35,496	6,744	
特殊作業員		人	0.19	31,518	5,988	
とび工		人	0.39	33,762	13,167	
油圧式杭圧入引抜機運転	引抜き IV型	日	0.13	179,100	23,283	
ラフテレーンクレーン運転	25t吊 排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	日	0.19	97,110	18,450	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					67,640	
単価					67,640	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	IV型 19.3m/枚 60日 無 有 3650円 有 1回	単位	枚	数量	1	単価	22,320

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板（本矢板）	４型（７６．１ｋｇ／ｍ）	t	1.469	5,700	8,373	
鋼矢板　修理費及び損耗費		t	1.469	9,490	13,940	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					22,320	
単価					22,320	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板圧入（５０＜Ｎｍａｘ≦６００）	100<Nmax≦180 IV型 15m以下	単位	枚	数量	10	単価	169,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2.273	35,496	80,682	
特殊作業員		人	2.273	31,518	71,640	
とび工		人	4.545	33,762	153,448	
油圧式杭圧入引抜機運転	圧入(50<Nmax≦180) IV型	日	2.273	348,600	792,367	
ラフテレーンクレーン運転	50～51t吊 排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制)	日	2.273	147,900	336,176	
諸雑費（率＋まるめ） 18%		式	1		257,687	
計					1,692,000	
単価					169,200	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板引抜き	陸上 IV型 15m以下	単位	枚	数量	10	単価	12,450

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.303	35,496	10,755	
特殊作業員		人	0.303	31,518	9,549	
とび工		人	0.606	33,762	20,459	
油圧式杭圧入引抜機運転	引抜き IV型	日	0.303	179,100	54,267	
ラフテレーンクレーン運転	25t吊 排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	日	0.303	97,110	29,424	
諸雑費（率＋まるめ） 0.1%		式	1		46	
計					124,500	
単価					12,450	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	IV型 15.5m/枚 50日 無 有 3650円 有 1回	単位	枚	数量	1	単価	16,810

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板（本矢板）	４型（７６．１ｋｇ／ｍ）	t	1.18	4,750	5,605	
鋼矢板　修理費及び損耗費		t	1.18	9,490	11,198	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					16,810	
単価					16,810	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｱﾝｸﾞﾙ圧入	SS400 L-200×200×15 L=12.3m 平均圧入長10.4m	単位	箇所	数量	10	単価	723,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2.5	35,496	88,740	
特殊作業員		人	2.5	31,518	78,795	
とび工		人	5	33,762	168,810	
普通作業員		人	2.5	27,336	68,340	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転 φ2000仕様	圧入力4000kN 引抜力4500kN	日	2.5	2,164,000	5,410,000	
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ･ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型･排対型(3次) 200t吊	日	2.5	353,500	883,750	
諸雑費（率＋まるめ） 42%		式	1		540,565	
計					7,239,000	
単価					723,900	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｱﾝｸﾞﾙ圧入	SS400 L-200×200×15 L=10.5m 平均圧入長7.8m	単位	箇所	数量	10	単価	258,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.4	35,496	49,694	
特殊作業員		人	1.4	31,518	44,125	
とび工		人	2.81	33,762	94,871	
普通作業員		人	1.4	27,336	38,270	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転 φ1300-1500仕様	圧入力2000～4000kN 引抜力2100～4500kN	日	1.4	1,286,000	1,800,400	
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ･ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型･排対型(3次) 90t吊	日	1.4	195,000	273,000	
諸雑費（率＋まるめ） 56%		式	1		279,640	
計					2,580,000	
単価					258,000	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｱﾝｸﾞﾙ切断	L-200×200 t=15	単位	箇所	数量	10	単価	9,958

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.43	35,496	15,263	
とび工		人	0.86	33,762	29,035	
溶接工		人	0.43	39,678	17,061	
ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値) 25t吊	日	0.43	86,050	37,001	
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		1,220	
計					99,580	
単価					9,958	円／箇所

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリートブロック積工	JIS滑面 150kg/個未満 無し 無し 練積 有(胴込＋裏込) 0.37m3/m2 生ｺﾝｸﾘｰﾄ各種	単位	ｍ２	数量	100	単価	32,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ブロック積工	昼間　制約無	ｍ２	100	15,937.5	1,593,750	
コンクリート積ブロック	ＪＩＳ滑面　１５０ｋｇ／個未満	ｍ２	100	7,330	733,000	
生ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)(高炉) W/C指定なし	ｍ３	41.44	23,000	953,120	
諸雑費（まるめ）		式	1		130	
計					3,280,000	
単価					32,800	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	19,074	19,074	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	各種 16.3km 無 有 16920円	単位	台	数量	1	単価	87,920

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 20kmまで	台	1	71,000	71,000	
貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）Ｋ（Ｋ’）	台	1	16,920	16,920	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					87,920	
単価					87,920	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	各種 16.3km 無 有 28300円	単位	台	数量	1	単価	99,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 20kmまで	台	1	71,000	71,000	
貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）Ｋ（Ｋ’）	台	1	28,300	28,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					99,300	
単価					99,300	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	油圧式杭圧入引抜機 鋼矢板II･III･IV型用 16.3km 無 有 14800円	単位	台	数量	1	単価	85,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 20kmまで	台	1	71,000	71,000	
貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）Ｋ（Ｋ’）	台	1	14,800	14,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					85,800	
単価					85,800	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ系 80t吊超150t吊以下(ｸﾗﾑ平積2m3超3m3下) 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	2,778,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	11.3	31,518	356,153	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	６０ｔ吊	日	3.1	101,000	313,100	
運搬費等率 315%		式	1		2,108,146	
諸雑費（まるめ）		式	1		601	
計					2,778,000	
単価					2,778,000	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ系 150t吊を超え300t吊以下 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	5,047,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	20.5	31,518	646,119	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	６０ｔ吊	日	5.7	101,000	575,700	
運搬費等率 313%		式	1		3,824,293	
諸雑費（まるめ）		式	1		888	
計					5,047,000	
単価					5,047,000	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 16.3km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4,660

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分Ａ	製品長12m以内 20kmまで	t	1	4,660	4,660	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					4,660	
単価					4,660	円／ｔ

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	単位	t	数量	1	単価	3,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み．取卸し費（仮設材等）		t	2	1,500	3,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					3,000	
単価					3,000	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転 φ2000仕様	圧入力4000kN 引抜力4000kN	単位	日	数量	1	単価	2,164,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	562	130	73,060	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ損料 φ2000仕様	圧入力4000kN 引抜力4000kN	日	1	2,090,000	2,090,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		940	
計					2,164,000	
単価					2,164,000	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ･ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型･排対型(3次) 200t吊	単位	日	数量	1	単価	353,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	128	130	16,640	
クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	排出ガス対策型（第３次基準値）２００ｔ吊	供用日	1.49	204,000	303,960	
諸雑費（まるめ）		式	1		56	
計					353,500	
単価					353,500	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転 φ1300-1500仕様	圧入力2000～4000kN 引抜力2100～4500kN	単位	日	数量	1	単価	1,286,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	281	130	36,530	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ損料 φ1300-1500仕様	圧入力2000～4000kN 引抜力2100～4500kN	供用日	1.49	838,000	1,248,620	
諸雑費（まるめ）		式	1		850	
計					1,286,000	
単価					1,286,000	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ･ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型･排対型(3次) 90t吊	単位	日	数量	1	単価	195,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	110	130	14,300	
クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	排出ガス対策型（第３次基準値）９０ｔ吊	供用日	1.49	99,200	147,808	
諸雑費（まるめ）		式	1		48	
計					195,000	
単価					195,000	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制) 25t吊	単位	日	数量	1	単価	98,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	92	130	11,960	
ラフテレーンクレーン損料 油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制)25t	供用日	1.49	36,100	53,789	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					98,600	
単価					98,600	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制) 25t吊	単位	日	数量	1	単価	98,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	92	130	11,960	
ラフテレーンクレーン損料 油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制)25t	供用日	1.49	36,100	53,789	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					98,600	
単価					98,600	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転　φ2000仕様	圧入力4000kN 引抜力4000kN	単位	日	数量	1	単価	2,164,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	562	130	73,060	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ損料　φ2000仕様	圧入力4000kN 引抜力4000kN	日	1	2,090,000	2,090,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		940	
計					2,164,000	
単価					2,164,000	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ･ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型･排対型(3次) 200t吊	単位	日	数量	1	単価	353,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	128	130	16,640	
クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	排出ガス対策型（第３次基準値）２００ｔ吊	供用日	1.49	204,000	303,960	
諸雑費（まるめ）		式	1		56	
計					353,500	
単価					353,500	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転 φ1300-1500仕様	圧入力2000～4000kN 引抜力2100～4500kN	単位	日	数量	1	単価	1,286,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	281	130	36,530	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ損料 φ1300-1500仕様	圧入力2000～4000kN 引抜力2100～4500kN	供用日	1.49	838,000	1,248,620	
諸雑費（まるめ）		式	1		850	
計					1,286,000	
単価					1,286,000	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ･ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型･排対型(3次) 90t吊	単位	日	数量	1	単価	195,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	110	130	14,300	
クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	排出ガス対策型（第３次基準値）９０ｔ吊	供用日	1.49	99,200	147,808	
諸雑費（まるめ）		式	1		48	
計					195,000	
単価					195,000	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ･ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型･排対型(3次) 200t吊	単位	日	数量	1	単価	353,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	128	130	16,640	
クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	排出ガス対策型（第３次基準値）２００ｔ吊	供用日	1.49	204,000	303,960	
諸雑費（まるめ）		式	1		56	
計					353,500	
単価					353,500	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ･ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型･排対型(3次) 90t吊	単位	日	数量	1	単価	195,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	110	130	14,300	
クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	排出ガス対策型（第３次基準値）　９０ｔ吊	供用日	1.49	99,200	147,808	
諸雑費（まるめ）		式	1		48	
計					195,000	
単価					195,000	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油圧式杭圧入引抜機運転	圧入(50<Nmax≦180) IV型	単位	日	数量	1	単価	348,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	171	130	22,230	
油圧式杭圧入引抜機［Ｅ式ユニット（硬質地盤用）］	排ガス型（第３次）　普通鋼矢板用　圧入８００ｋＮ	供用日	1.49	219,000	326,310	
諸雑費（まるめ）		式	1		60	
計					348,600	
単価					348,600	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ラフテレーンクレーン運転	50～51t吊 排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制)	単位	日	数量	1	単価	147,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	128	130	16,640	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	排出ガス対策型（２０１１年規制）５０～５１ｔ吊	供用日	1.49	66,000	98,340	
諸雑費（まるめ）		式	1		76	
計					147,900	
単価					147,900	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油圧式杭圧入引抜機運転	引抜き IV型	単位	日	数量	1	単価	179,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	128	130	16,640	
油圧式杭圧入引抜機［エンジン式ユニット］	排ガス型（２０１４年規制）　圧入８００ｋＮ	供用日	1.49	109,000	162,410	
諸雑費（まるめ）		式	1		50	
計					179,100	
単価					179,100	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ラフテレーンクレーン運転	25t吊 排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	単位	日	数量	1	単価	97,110

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	92	130	11,960	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	排出ガス対策型（第３次基準値）２５ｔ吊	供用日	1.49	35,100	52,299	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					97,110	
単価					97,110	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転 φ2000仕様	圧入力4000kN 引抜力4500kN	単位	日	数量	1	単価	2,164,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	562	130	73,060	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ損料 φ2000仕様	圧入力4000kN 引抜力4000kN	日	1	2,090,000	2,090,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		940	
計					2,164,000	
単価					2,164,000	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ･ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型･排対型(3次) 200t吊	単位	日	数量	1	単価	353,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	128	130	16,640	
クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	排出ガス対策型（第３次基準値）２００ｔ吊	供用日	1.49	204,000	303,960	
諸雑費（まるめ）		式	1		56	
計					353,500	
単価					353,500	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転 φ1300-1500仕様	圧入力2000～4000kN 引抜力2100～4500kN	単位	日	数量	1	単価	1,286,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	281	130	36,530	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ損料 φ1300-1500仕様	圧入力2000～4000kN 引抜力2100～4500kN	供用日	1.49	838,000	1,248,620	
諸雑費（まるめ）		式	1		850	
計					1,286,000	
単価					1,286,000	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧駆動式ｳｲﾝﾁ･ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ型･排対型(3次) 90t吊	単位	日	数量	1	単価	195,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	110	130	14,300	
クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	排出ガス対策型（第３次基準値）９０ｔ吊	供用日	1.49	99,200	147,808	
諸雑費（まるめ）		式	1		48	
計					195,000	
単価					195,000	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値) 25t吊	単位	日	数量	1	単価	86,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	88	130	11,440	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	排出ガス対策型（第１次基準値）　２５ｔ吊	供用日	1.45	28,800	41,760	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					86,050	
単価					86,050	円／日

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路改良工事　　合算工事： 0

対象工事費	214,528,476	直接工事費	214,528,476	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	-780,886	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	-780,886	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	215,309,362	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	215,309,362		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	9.07 %		0 %		
施工地域等補正	1.2	ICT施工補正	1		
率（補正後）	11.1 %	（10.88% × 週休1.02）			
計上額	23,899,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A			
	0	0		調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	215,309,362	直接工事費	214,528,476		
非対象額計（－）	-780,886				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	-780,886	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	215,309,362	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.01　%		0　%		0　%
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.01　%				
計上額	4,327,000		0		0
比較結果	当該追加工事	Ａ		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	10,121,716				
運搬費	10,121,716	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	38,347,716

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	252,876,192	単独（追加工事）直接工事費	214,528,476	単独（追加工事）共通仮設費	38,347,716
非対象額計（－）	-780,886				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	-780,886	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	253,657,078	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	253,657,078		0		0
現場管理費対象純工事費	（調整工事入力で使用）				
率（補正前）	28.37 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	32.15 %	（31.21% × 週休1.03）	0 %		
計上額	81,550,000		0		0
			13,906,167	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	横浜国道事務所　工務課			工事番号	2025010038	第　0　回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	道路改良工事	

工事原価	334,426,192						
純工事費	252,876,192	現場管理費		81,550,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	-780,886						
管理費区分９	-780,886	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	335,207,078		現工事	0		合算工事	0
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	335,207,078		現工事	0		合算工事	0
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1		現工事				
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	335,207,078						
契約保証に係る補正値	0.04　%						
一般管理費率							
単独（追加工事）	14.48　%		現工事	0　%		合算工事	0　%
一般管理費	48,663,808						
業務委託料等	0						
調査基準価格	383,999,000						
調査基準価格の100/110	349,090,000	（ 91.12　%）					

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７横環南栄・戸塚間改良その２工事

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横環南栄・戸塚間改良その２工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
擁壁工		式		1		
既製杭工		式		1		
鋼管杭 (1)	鋼管径(杭径) 2000ｍｍ 鋼管長さ(杭長) 28m	本		5		
鋼管杭 (2)	鋼管径(杭径) 1500ｍｍ 鋼管長さ(杭長) 22.5m	本		12		
銅ﾊﾞﾝﾄﾞ (1)	φ2000用	個		1		
銅ﾊﾞﾝﾄﾞ (2)	φ1500用	個		1		
鋼管杭切断 (1)	φ2000　t=20mm	箇所		5		
鋼管杭切断 (2)	φ1500　t=15mm	箇所		12		
現場取卸(鋼管杭)		t		288		
圧入機組立･解体 (1)	φ2000仕様	回		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横環南栄・戸塚間改良その２工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
圧入機組立･解体 (2)	φ1500仕様	回		1		
反力架台設置撤去 (1)	φ2000用	回		1		
反力架台設置撤去 (2)	φ1500用	回		1		
鋼矢板 (1)	Ⅳ型 平均鋼矢板長さ 19.3m 鋼矢板打込長 17.4m 平均鋼矢板引抜長 17.4m	式		1		
鋼矢板 (2)	Ⅳ型 平均鋼矢板長さ 15.5m 鋼矢板打込長 14.2m 平均鋼矢板引抜長 14.2m	式		1		
ｱﾝｸﾞﾙ圧入	SS400 L-200×200×15 L=10.1m～12.3m 平均圧入長4.7m～10.4m	本		16		
ｱﾝｸﾞﾙ切断	SS400 L-200×200×15	箇所		16		
石･ﾌﾞﾛｯｸ積(張)工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂 土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横環南栄・戸塚間改良その２工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積)		式		1		
現場打基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ	生ｺﾝｸﾘｰﾄ:18-8-25(20)高炉W/C指定なし 底幅 54.7ｃｍ 高さ 35ｃｍ	m		29		
ｺﾝｸﾘｰﾄ(間知)ﾌﾞﾛｯｸ積	控え350	m2		79		
胴込・裏込材(砕石)	再生砕石 RC-40	m3		16		
止水ｺﾝｸﾘｰﾄ		m2		12		
現場打天端ｺﾝｸﾘｰﾄ	生ｺﾝｸﾘｰﾄ:18-8-25(20)高炉 W/C指定なし	m3		2		
仮設工		式		1		
作業ﾔｰﾄﾞ整備工		式		1		
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 5,000m3未満	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横環南栄・戸塚間改良その２工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 B		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費	自走式回転圧入機	式		1		
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横環南栄・戸塚間改良その２工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

（土木工事、鋼橋工場製作工事）

Ｒ７横環南栄・戸塚間改良その２工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	214,528,476		
(2)共通仮設費	38,347,716		
(3)純工事費 (1)+(2)	252,876,192		
(4)現場管理費	81,550,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	334,426,192	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	48,663,808	((7)一般管理費等(計算額)	48,672,067)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	383,090,000		

(11)消費税相当額	38,309,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	421,399,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	383,090,000
(14)調査基準価格	383,999,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	349,090,000

R7横環南栄・戸塚間改良その２工事

特　記　仕　様　書

令和８年１月

国土交通省関東地方整備局

横 浜 国 道 事 務 所

第１章　　総則

第１条　適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和７年度版)（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
   URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　条件明示チェックリスト

1. 本工事は、入札公告時に条件明示チェックリストを開示し、契約後に条件明示チェックリストにより現場条件等を受発注者間で確認する「条件明示チェックリスト開示の試行工事」である。
2. 本工事は、工事契約後、現地作業着手前の段階において、設計審査会等により、別紙－４に示す条件明示チェックリストにて、受発注者間において工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法的手続きなどの状況を確認するものとし、確認結果は議事録等により受発注者間で共有するものとする。
   なお、条件の確認にあたっては、書類の簡素化を図るため、既存資料等による開催に努め、過度な資料作成は行わないものとする。
3. 上記２．の確認の結果、条件明示内容に変更が生じ、設計変更が必要となる場合は監督職員と協議すること。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３条　主任技術者等

　本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第４条　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、

発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第５条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第６条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．　本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）　建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）　監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）　監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）　同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）　専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は神奈川県内の工事でなければならない。

（６）　専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）　専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７ 年４ 月２１ 日付基発第２６７ 号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１)監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第７条　コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第８条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 神奈川県横浜市栄区田谷地先
緯度 35°22’20” 経度　139°31’12”
終点 神奈川県横浜市栄区田谷地先
緯度 35°22’21” 経度　139°31’12”

第９条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、圏央道高速横浜環状南線の栄・戸塚間において、鋼管杭擁壁等の施工を行うものである。

主な工種は鋼管杭擁壁１７本、石ブロック積工８０m2、仮設工１式を予定している。

第１０条　　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
R5圏央道戸塚 IC 構造物設計業務	4055160684

第１１条　　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第１２条　調査・試験に対する協力

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

⑴ 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事 においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

⑵ 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

⑶ 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は横浜国道事務所のホームページにより公表する。

⑷ 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１３条　　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。
なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１４条　　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

① 擁壁工

第１５条　　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１６条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
　また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１７条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１８条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和６年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.6）
令和６年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１９条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に１回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第２０条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第２１条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２２条　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２３条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接

又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２４条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２５条　　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２６条　　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャラン	RC-４０	胴込・裏込材(砕石)

2. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104　号 最終改正令和４年６月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（1）分解解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方	① 仮設	仮設工事 ■有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 （　　）	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

1. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。
   - 再資源化等が完了した年月日
   - 再資源化等をした施設の名称及び所在地
   - 再資源化等に要した費用
2. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２７条　建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２８条　　コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3－3－3　配合」に従うものとする。

第２９条　　工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第３０条　　施工管理

1．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和７年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第３１条　　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

1．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用

が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３２条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
（10）鏡と手洗器
（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品
【推奨する仕様、付属品】
（12）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
（13）擬音装置（機能を含む）
（14）着替え台
（15）臭気対策機能の多重化
（16）室内温度の調整が可能な設備
（17）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。
【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。
また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）
※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。
※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。
なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３３条　BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要
２）整理すべき課題
３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）
４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）
５）３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
６）３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
７）３次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

８）後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）
９）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）
３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト
（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）
で提供されているので、適宜参照すること。

第３４条　DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

ＤＸデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、ＤＸデータセンターの詳細については、ＤＸデータセンターの参考資料（ https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference ） 及びポータルサイト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。

第３５条　工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

   なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

   Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止
   Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
   Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
   Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
   Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
   Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
   Ⅶ. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

   ①労働安全衛生法第 19 条の２に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
   ②労働安全衛生法第 60 条の２に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
   ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和元年５月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	交通誘導警備員	備考
昼間作業	９８人	交代要員無し

第３６条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加

算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第３７条　安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- 直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- 直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- 認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- 紛失等による認定書の再発行は行わない。
- 「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３８条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）又は、経験１年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第３９条　事業損失防止施設

工事施工に伴い、工事箇所近隣の事前事後調査を下記の要領で行い、監督職員に報告しなければならない。なお、工事施工期間中、工事箇所近隣に被害があった場合には、速やかに状況を調査し、監督職員に報告しなければならない。

1. 工事施工箇所の近隣の建物等について工事施工の事前、事後調査については、当初見込んでいないが、必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。なお、工事施工期間中、工事箇所近隣に被害があった場合には、速やかに状況を調査し、監督職員に報告しなければならない。
2. 地下水の観測設備については、必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

第４０条　環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、下記によらなければならない。

1. 工種
   擁壁工　既製杭工
2. 施工方法
   鋼管杭圧入
3. 建設機械・設備
   名称：クローラクレーン運転
   規格；排出ガス対策型機械
4. 施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。
   舗装版切断作業においては、騒音対策を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破砕機(油圧ジャッキ式)を使用するものとする。
   なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破砕作業を現場内で行ってはならない。

第４１条　環境対策（特定調達品目）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４２条　環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年３月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第４３条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車　輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の　適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第４４条　交通安全管理・工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと
3. 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第４５条　特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３６交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通

仕様書１－１－１－３９官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第４６条　通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第４７条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第４７条　現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

⑴仮設備関係 環境負荷の低減を実施するものとする。
⑵営繕関係　現場事務所の快適化を実施するものとする。
⑶安全関係　避暑（熱中症予防）・防寒対策を実施するものとする。
盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。
⑷地域連携　社会貢献を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第４８条　工期

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年２月２６日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

2. 工期は、雨天、休日等 120 日を見込み、契約の翌日から令和９年２月２６日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を

含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

準備期間	４０日間
後片付け期間	２０日間
雨休率（猛暑日補正あり） （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数）	０．７９

雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。

（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２９日間

ロ）８時から１７時までのWBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：７日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（２０２０年～２０２４年）の気象庁（横浜観測所）及び環境省（横浜地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

第４９条　工程表（工事工程クリティカルパスの共有）

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５０条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）

を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５１条　週休二日の対応

１．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

２．週休２日の考え方は下記のとおりである。

１）週休２日

① 完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を現場閉所を行ったものとみなす。対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連

絡は不要である。
①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
③官公庁の休日の場合
　完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。
　また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

４．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
５．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
６．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
７．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
８．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
　完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第５２条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、横浜観測所（気象庁のデータ）における１ 日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５３条　他工事との調整

1.　下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

2.　本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
Ｒ６横環南栄・戸塚間改良その１工事	神奈川県横浜市栄区田谷町地先	R7.2～R8.4
Ｒ７横環南田谷跨道橋上部工事	神奈川県横浜市栄区田谷町地先	R7.１０～R8.８
Ｒ７横環南田谷歩道橋上部工事	神奈川県横浜市栄区田谷町地先	R7.１１～R8.９

第５４条　　施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工種	８：００～１７：００

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ 等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第５５条　概算概略の発注（擁壁工・石ブロック積(張)工・仮設工）

本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。詳細設計については現在、別途行われているところであり、この成果の引き渡しは令和８年４月下旬とする。

第５６条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

② 公共工事等において実用段階に達している技術

③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

2）NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第５７条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第５６条 新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第５６条 新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第５８条　建設現場における遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の

活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

（１）　段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）　動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３）　機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）　遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間　で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）　フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）　費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技

術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）　不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和５年３月３日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５９条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完成部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

（１）　技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２）　機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３）　遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（４）　効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）　費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６）　不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６０条　契約後ＶＥ方式

１．ＶＥ提案の定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

１．受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２．以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

⑴ 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

⑵ 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

⑶ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出

１．受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－１～

4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

(2) ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

(3) ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

２．発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

３．受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

４．　ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案の採否

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更

１．ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

２．前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

３．前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の５に相当する金額(以下「ＶＥ管理費」という。)を削減しないものとする。

４．ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第６１条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第５６条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第６２条　南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

⑴ 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

⑵ 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

⑶ 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（１週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

⑷ 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、

本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

⑸ 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

⑹ なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第６３条　低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

① 低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又はこれと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- 低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- 低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- 低炭素型コンクリート製品の見積書
- 低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５％以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

② 試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③ 試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第６４条　総価契約単価合意方式について

１．本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

２．共通仕様書第３編３－１－１－１の適用

共通仕様書第３編３－１－１－１第２項、第６項及び第７項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第３条第１項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

３．合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第６５条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を日本振興株式会社に委託している。

第６６条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント株式会社に委託している。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第６７条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号最終改正令和３年９月１日)第 15 条３により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第６８条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第６９条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終

成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和５年３月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和６年３月)」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第７０条　技術検査

１．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第７１条　書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第７２条　ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第２章　　個人情報の取り扱いについて

第７３条　　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年５月30日法律第57号）第66条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

第７４条　　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第７５条　　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第７６条　　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第７７条　　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第７８条　　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第７９条　　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第８０条　　資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第８１条　　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することがで　きる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況につ　いて報告を求め、又は検査することができる。

第８２条　　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第８３条　　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章　　土工

第８４条　　建設発生土の受け入れ地

1. 発生土の受け入れ場所は、小雀仮置き場とする。（運搬距離 0.85 ㎞）
2. 別図-1 に示す箇所に仮置きするものとする。
3. 搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
4. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第８５条　　掘削工

石・ブロック積(張)工の床掘により、発生した土砂は、埋戻しに利用し、残土はヤード内仮置きするものとする。

第４章　　無筋・鉄筋コンクリート

第８６条　　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類
コンクリートブロック工	２５（20）mm	8cm	指定無し	１８N/mm2	高炉セメントＢ種

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成 14 年８月一部改正)により行うものとする。

第８７条　　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- 仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
- 最大高さ 1m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。

・管(函)渠等(φ600 未満、600mm×600mm 未満)の構造物。
・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
・耐久性を期待しない構造物。
・河川における護岸構造物(特殊堤及び船着場等は除く。)

第５章　　一般施工

第８８条　　既製杭工

1. 本工事の既製杭工については設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については、受注者において十分検討のうえ、設計図書により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 受注者においても本工事に対する施工技術検討を十分行い、その内容を施工計画書に記載し提出するものとする。なお、施工方法及び設計条件については下記を見込んでいる。

① 施工方法

鋼管杭擁壁工の施工方法については「自走回転圧入工法」を見込んでいる。
なお、工事発注後に明らかになった事情により、工法変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
また、本工法において、当初では水の使用を見込んでいないが、変更の必要が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

3. 既製杭工に使用する銅バンドは転用するものとする。

第８９条　　杭継手

杭の継手は、半自動溶接機によるものとする。

第９０条　　工事用道路工

１．工事に用いる工事用道路は監督職員の指示によるものとする。本工事以外の工事においても使用を予定している。
２．運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。
３．変更が生じた場合は、監督職員と協議する。

第６章　　その他

第９１条　　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第９２条　　工事現場における説明性の向上

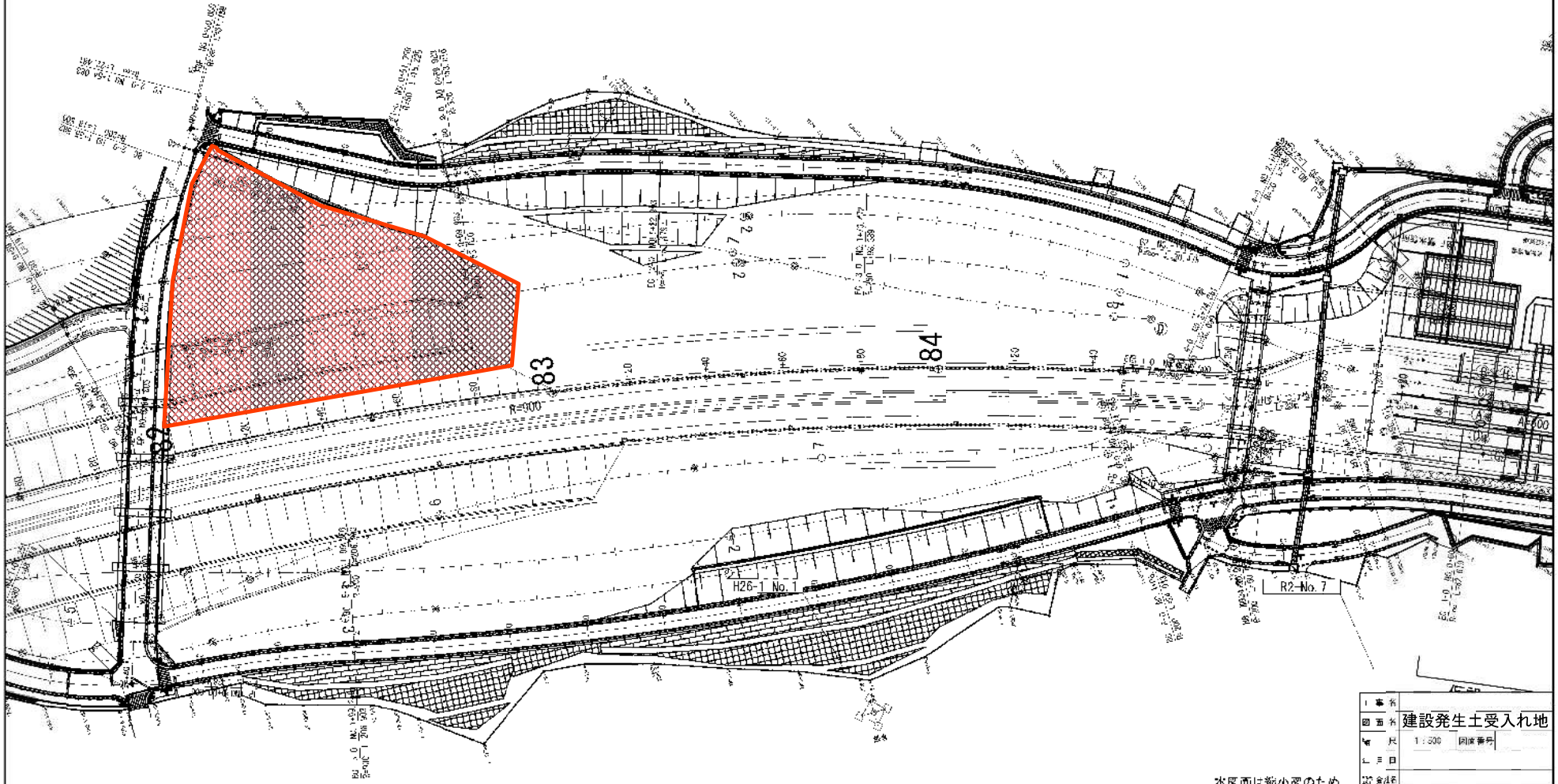
受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第９３条　　苦情等の処理

工事中沿道住民による苦情又は、意見等があった場合は丁寧に対応し、直ちに監督職員に報告するとともに、適切な措置をとらなければならない。

別図ー１

建設発生土受入れ地　S=1:500



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	
図面名	建設発生土受入れ地
縮尺	1:500　図面番号
工期	
設計者	
作成所名	国土交通省　横浜国道事務所

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 □ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第４８条 第５３条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第４０条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第３５条 第３８条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ■ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第９０条
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 □ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第８４条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

別紙－２

証明書

工事（業務）名：

受 注 業 者：

証　明　者：

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は２以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

別紙-4

条件明示チェックリスト

工事名　：　R7横環南栄・戸塚間改良その2工事

1．工事全般関係

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
1	各種積算の取り組みの有無			
	①見積活用方式	☐	☑	
	②間接工事費実績変更方式	☐	☑	
	③地域外からの労働者確保に要する設計変更	☐	☑	
2	補正の有無			
	①日当たり作業量補正	☐	☑	
	②現場閉所による週休2日制適用工事(完全週休2日(土日))	☑	☐	第51条
	③週休2日交替制モデル工事(○○方式)	☐	☑	
	④ICT活用工事(3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、	☐	☑	
	外注経費等の費用)			
	⑤その他補正　　該当補正→(　　)	☐	☑	
3	各種調査対象工事			
	①諸経費動向調査の対象工事	☐	☑	
	②施工状況モニタリング調査の対象工事	☐	☑	
	③施工合理化調査の対象工事	☐	☑	
	④新技術歩掛調査の対象工事	☐	☑	
	⑤施工形態動向調査	☐	☑	
4	施工時期及び施工時間帯の制約			
	①制約内容の有無	☐	☑	
	a.時期の制約	☐	☐	
	b.時間の制約	☐	☐	
	c.その他	☐	☐	
5	余裕工期を設定した工事			
	①余裕工期が設定されている工事である。	☑	☐	第48条

2. 工程関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 影響を受ける他の工事			
①先に発注された工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	☑	☐	第53条
a.工事名	☑	☐	
b.上記工事の発注者	☐	☑	
c.影響内容	☐	☑	
d.具体的な制約	☐	☑	
e.その他事項	☐	☑	
②後から発注する工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	☐	☑	
a.工事名	☐	☑	
b.上記工事の発注者	☐	☑	
c.影響内容	☐	☑	
d.具体的な制約	☐	☑	
e.その他事項	☐	☑	
③その他工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無	☐	☑	
a.工事名	☐	☑	
b.上記工事の発注者	☐	☑	
c.影響内容	☐	☑	
d.具体的な制約	☐	☑	
e.その他事項	☐	☑	

2. 工程関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
2 自然的・社会的条件で制約を受ける施工の内容、時期、時間及び工法等			
①交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生じるか。	☐	☑	
a.要因	☐	☑	
b.施工内容	☐	☑	
c.施工箇所	☐	☑	
d.施工時期	☐	☑	
e.施工時間	☐	☑	
f.具体的制約内容 ：	☐	☑	
②出水期や積雪・融雪期において、施工を中止あるいは休止する必要があるか。	☐	☑	
a.要因	☐	☑	
b.施工内容	☐	☑	
c.施工箇所	☐	☑	
d.施工時期	☐	☑	
e.施工時間	☐	☑	
f.具体的制約内容	☐	☑	
③漁期や農業・用排水の使用時期、また地場産業の影響により、施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。	☐	☑	
a.要因	☐	☑	
b.施工内容	☐	☑	
c.施工箇所	☐	☑	
d.施工時期	☐	☑	
e.施工時間	☐	☑	
f.具体的制約内容	☐	☑	
④自然環境の保全に関する制約の有無 （猛禽類等の保護動植物の生息する可能性のある地域での施工制約）	☐	☑	
a.要因	☐	☑	
b.施工内容	☐	☑	
c.施工箇所	☐	☑	
d.施工時期	☐	☑	
e.施工時間	☐	☑	
f.具体的制約内容	☐	☑	

2. 工程関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
3 関連機関等との協議に未成立なものがある場合の制約等			
①協議の成立時期が具体的に見込める場合はその内容を明示。	☐	☑	
a.関連機関	☐	☑	
b.制約内容	☐	☑	
c.協議内容	☐	☑	
d.成立見込時期	☐	☑	
②協議の結果、工程等に制約を受けることが予想される場合は、あらかじめその協議内容及び制約される内容等を明示。	☐	☑	
a.関連機関	☐	☑	
b.制約内容	☐	☑	
c.協議内容	☐	☑	
d.成立見込時期	☐	☑	
③協議の必要性はあるが、未実施である場合はその内容を明示。	☐	☑	
a.関連機関	☐	☑	
b.制約内容	☐	☑	
c.協議内容	☐	☑	
d.成立見込時期	☐	☑	
4 関係機関との協議の結果、工程に影響を受ける条件等			
①施工時期等について付された条件を具体的に明示。	☐	☑	
a.関連機関	☐	☑	
b.影響内容	☐	☑	
c.規制期間・時間	☐	☑	
②当初予想し得ない事態等が発生し工事期間等の変更が生じる場合は、監督職員に報告し、協議を行うことを明示。	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

2. 工程関係(4)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
5 占用物件(地下物件、架空線など)・埋蔵文化財等の事前調査・移設の制約			
①必要な事前調査の期間等を明示し、その管理者の都合により変更がある場合には別途協議することを合わせて明示。	□	☑	
a.物件内容(場所含む)	□	☑	
b.物件管理者	□	☑	
c.事前調査・移設の期間	□	☑	
②移設や撤去・保存等が必要になり影響を受ける場合は、施工方法や工程等について協議状況を明示。	□	☑	
a.物件内容(場所含む)	□	☑	
b.物件管理者	□	☑	
c.事前調査・移設の期間	□	☑	
③埋蔵文化財の発掘調査が必要な場合の状況を明示。	□	☑	
a.物件内容(場所含む)	□	☑	
b.物件管理者	□	☑	
c.事前調査・移設の期間	□	☑	
6 設計工程上の作業不能日数			
①工程に影響を与える特殊な工法がある場合は明示。	□	☑	
a.対象工種	□	☑	
b.場所	□	☑	
c.日数	□	☑	
d.内容	□	☑	
7 概数発注・概略設計による発注工事の場合			
①概数発注、概略設計、修正設計中の工事の場合、詳細設計の完成時期について明示。	☑	□	第55条
a.対象工種	☑	□	
b.区間	□	☑	
c.詳細設計完成時期	☑	□	

3. 用地関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 工事用地等に未処理部分がある場合			
①用地・立木の取得が終了していない場所の有無	☐	☑	
a.場所・範囲	☐	☑	
b.面積	☐	☑	
c.取得見込み時期	☐	☑	
②期日までに用地取得できない場合の対応を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
③保安林解除や用地の規制等の有無	☐	☑	
a.場所・範囲	☐	☑	
b.面積	☐	☑	
c.解決見込み時期	☐	☑	
d.当面の対応			
④官民境界が未確定部分がある場合の内容明示	☐	☑	
a.場所・範囲	☐	☑	
b.面積	☐	☑	
c.協議状況、確定見込み	☐	☑	
2 使用後の復旧条件がある場合			
①工事用地使用後の条件の有無	☐	☑	
a.場所・範囲	☐	☑	
b.面積	☐	☑	
c.復旧完了期日	☐	☑	
d.復旧条件	☐	☑	
3 工事用仮設道路、資機材置き場等の用地を借地させる場合			
①工事用仮設道路、資機材置き場等の借地の有無	☐	☑	
a.場所・範囲	☐	☑	
b.面積	☐	☑	
c.借地期間	☐	☑	
d.復旧条件	☐	☑	
②借地上の支障物件等があった場合には監督職員へ報告し対応を協議する旨の明示	☐	☑	

3. 用地関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4　官有地等を使用させる場合			
①使用する官有地の有無	☐	☑	
a.場所・範囲	☐	☑	
b.面積	☐	☑	
c.使用期間	☐	☑	
d.使用条件	☐	☑	
②現場状況から施工時に官有地を使用する必要が生じる場合は、監督職員へ報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

4. 環境対策関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 公害防止の為の制限がある場合			
①施工方法等において、公害防止の為の制限がある場合の明示	☑	☐	第40条
a.対象工種	☑	☐	
b.対象箇所	☐	☑	第40条
c.制限内容	☑	☐	
②騒音・振動等の測定を指定する箇所がある場合の明示	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.制限内容	☐	☑	
③公害に関する特定地域指定がある場合はその地域を明示	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.制限内容	☐	☑	
④地元対策上や法改正等により規制処置が必要となった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
2 水替、流入防止施設が必要な場合			
①水替、流入防止施設が必要がある場合の明示	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.制限内容	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
3 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合			
①濁水、湧水等の処理で特別な対策が必要な場合は明示	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.時期	☐	☑	
d.処理施設	☐	☑	
e.排水の水質目標値	☐	☑	
f.排水場所	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容 ：	☐	☑	

4. 環境対策関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合			
①騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等の事業損失が懸念される場合の事前・事後調査を行うことを明示	☑	☐	第39条
a.懸念事項	☐	☑	
b.事前・事後調査の有無	☑	☐	第39条
c.調査箇所	☐	☑	
d.調査時期	☐	☑	
e.調査方法	☐	☑	
f.その他	☐	☑	
②当初と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☑	☐	第39条
a.内容	☑	☐	第39条
5 油漏れ等に対策を必要とする場合			
①油漏れ、重金属等の対策が必要な場合の内容の明示	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.対象機械	☐	☑	
c.時期	☐	☑	
d.実施方法・必要な資材等	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

5. 安全対策関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 交通安全施設等の指定			
①車線減少等の規制を伴う場合の明示	☐	☑	
a.規制内容	☐	☑	
b.規制箇所	☐	☑	
c.規制期間	☐	☑	
②歩道通行帯を確保する場合の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.期間	☐	☑	
③夜間作業を伴う場合の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.期間	☐	☑	
④現場特有の交通規制を行う場合の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.期間	☐	☑	
⑤当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
2 対策をとる必要がある他施設との近接工事がある場合			
①対策をとる必要がある他施設と近接する工事がある場合の明示	☐	☑	
a.対象施設・管理者	☐	☑	
(例:鉄道、ガス、電気、電話、上下水道、光ファイバ、その他施設)			
b.対象箇所	☐	☑	
c.施行条件	☐	☑	
d.その他(協議状況他)	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

5. 安全対策関係(2)

条件明示事項	対象 有	対象 無	特記 該当項目
3 施工上、防護施設等必要な場合			
①防護施設等が必要な場合の明示	☐	☑	
a.必要な防護施設	☐	☑	
(例:落石、雪崩、土砂崩壊、土石流、その他補強が必要な施設等)			
b.危険要因	☐	☑	
c.対策内容	☐	☑	
d.対象工種	☐	☑	
e.対象期間	☐	☑	
f.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
4 保全設備・保安要員の配置等が必要な場合			
①交通誘導警備員・保安要員等の配置が必要な場合の明示	☑	☐	第35条
a.対象工種	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.対象期間	☐	☑	
d.対象要員	☑	☐	第35条
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☑	☐	第35条
a.内容	☑	☐	第35条
5 発破作業等の制限			
①発破作業等に制限がある場合の明示	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.対象期間	☐	☑	
d.制限内容	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

5. 安全対策関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
6 有害ガス及び酸素欠乏等の対策			
①換気設備等が必要な場合の明示	☐	☑	
a.危険要因	☐	☑	
b.対象工種	☐	☑	
c.対策内容	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
7 高所作業における対策が必要な場合			
①高所作業を行う必要がある場合の明示	☐	☑	
a.対象工種	☐	☑	
b.対象箇所	☐	☑	
c.対策内容	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
8 砂防工事の安全確保のために必要な対策を行う場合			
①安全確保に必要な情報の明示	☐	☑	
a.施工箇所の地形・地質特性	☐	☑	
b.危険要因	☐	☑	
c.対策内容	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

6. 工事用道路関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 一般道路を搬入路として使用する場合			
①運搬経路に制限がある場合または経路を指定する場合の明示	☐	☑	
a.経路	☐	☑	
b.制限内容	☐	☑	
c.制限期間・時間	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
②搬入路の使用中及び使用後に配慮すべき事項がある場合の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
b.対象区間	☐	☑	
c.期間	☐	☑	
③地元対応等の特筆すべき事項の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
b.対象区間	☐	☑	
c.期間	☐	☑	
④当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

6. 工事用道路関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
2 仮道路を設置する場合			
①仮道路の構造等を指定する場合の明示	☐	☑	
a.区間	☐	☑	
b.指定する内容	☐	☑	
c.その他	☐	☑	
②借地により仮道路を設ける場合の明示	☐	☑	
a.区間	☐	☑	
b.借地料等	☐	☑	
c.維持補修内容	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
③維持修繕の必要がある場合の明示	☐	☑	
a.区間	☐	☑	
b.維持補修内容	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
④仮道路に安全施設が必要な場合の明示	☐	☑	
a.必要な施設内容	☐	☑	
b.対象区間	☐	☑	
c.対象期間	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
(存置、撤去等わかるように明示)			
⑤地元対応等の特筆すべき事項の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
b.対象区間	☐	☑	
c.期間	☐	☑	
⑥当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

6. 工事用道路関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
3 一般道路を交通規制等により占用する場合			
①交通規制を行う場合の関係機関協議の有無の明示	☐	☑	
a.協議機関	☐	☑	
b.対象区間	☐	☑	
c.対象期間・時間	☐	☑	
d.規制内容	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
4 他工事と工事用道路を共有する場合			
①他工事と工事用道路を共有する場合の明示	☑	☐	第90条
a.共有する他工事	☐	☑	
b.工事用道路の管理者	☐	☑	
c.共有する区間	☐	☑	
d.期間	☐	☑	
e.配慮事項	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☑	☐	第90条
a.内容	☑	☐	
5 工事用道路の使用に制限がある場合			
①工事用道路に制限がある場合の明示	☐	☑	
a.対象区間	☐	☑	
b.対象期間・時間	☐	☑	
c.制限内容	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

7. 仮設備関係(1)

条件明示事項	対象 有	対象 無	特記 該当項目
1 他の工事に引き継ぐ場合			
①引き渡し条件の明示	☐	☑	
a.仮設備の名称	☐	☑	
b.引き継ぎ先の受注者	☐	☑	
c.撤去・損料などの条件	☐	☑	
d.維持管理条件	☐	☑	
e.引き渡し等の時期	☐	☑	
f.構造等安全性確認や検査の実施日時	☐	☑	
g.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
2 引き継いで使用する場合			
①引き継ぎ条件の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
b.時期	☐	☑	
c.条件	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
3 構造及び施工方法を指定する場合			
①構造及び施工方法の条件を明示	☐	☑	
a.対象物	☐	☑	
b.存置期間	☐	☑	
c.規模・規格・数量等	☐	☑	
d.施工方法	☐	☑	
e.その他			
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

7. 仮設備関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 設計条件を指定する場合			
①仮設備の設計条件を指定する場合の条件明示	☐	☑	
a.対象物	☐	☑	
b.設計条件	☐	☑	
c.その他	☐	☑	
②指定仮設がある場合の条件明示	☐	☑	
a.対象物	☐	☑	
b.指定条件	☐	☑	
c.その他	☐	☑	
③当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
5 除雪が必要となる場合			
①除雪が必要な場合の条件明示	☐	☑	
a.対象箇所	☐	☑	
b.対象期間	☐	☑	
c.制限内容	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

8. 建設副産物関係(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 建設副産物を搬出する、特定建設資材・再生材を使用する工事の場合			
①建設副産物情報交換システムの活用の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
②建設副産物実態調査の対象工事の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
③建設発生土情報交換システム登録対象の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
④再生資材の活用の明示	☐	☑	
a.資材名	☐	☑	
b.規格	☐	☑	
c.使用箇所	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
⑤特定副産物の搬出の明示 (特定建設資材の分別解体等・再資源化等の条項で記載していれば不要)	☐	☑	
a.対象	☐	☑	
b.受入場所	☐	☑	
c.受入時間帯	☐	☑	
d.仮置き場	☐	☑	
e.搬出調書等	☐	☑	
f.その他	☐	☑	
⑥建設リサイクル法対象工事の明示	☑	☐	第26条
a.種類	☑	☐	
b.分別解体等の方法	☑	☐	
c.その他	☑	☐	
⑦指定副産物の指定再資源化施設へ搬出明示	☐	☑	
a.種類	☐	☑	
b.再資源化施設	☐	☑	
c.中間処理場	☐	☑	
d.最終処理場	☐	☑	
e.受入時間	☐	☑	
⑧当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☑	☐	第26条
a.内容	☑	☐	

8. 建設副産物関係(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
2 建設発生土及び建設汚泥処理土			
①他工事の箇所へ搬出する場合の明示	☐	☑	
a.搬出箇所・距離	☐	☑	
b.搬出先工事名	☐	☑	
c.搬出先の受入条件	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
3 建設廃棄物の種類と発生量			
①取扱及び処理方法の違う種別毎の廃棄物を明示	☐	☑	
a.種別	☐	☑	
b.種類	☐	☑	
c.工種	☐	☑	
d.発生量	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
4 処理施設等への運搬経路・方法等の規制・制限			
①処理施設等の条件明示(1)	☐	☑	
a.種類	☐	☑	
b.運搬経路	☐	☑	
c.運搬方法	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
①処理施設等の条件明示(2)	☐	☑	
a.種類	☐	☑	
b.運搬経路	☐	☑	
c.運搬方法	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
②仮置きが必要な場合の内容明示	☐	☐	第84条
a.内容	☑	☐	

8. 建設副産物関係(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
5 中間・最終処理場			
①指定副産物の指定再資源化施設へ搬出明示	☐	☑	
a.種類	☐	☑	
b.再資源化施設	☐	☑	
c.中間処理場	☐	☑	
d.最終処理場	☐	☑	
e.受入時間	☐	☑	
6 他工事からの建設発生土を利用する場合			
①他工事から発生する土を利用する場合の条件明示	☐	☑	
a.他工事情報	☐	☑	
b.受入条件	☐	☑	
c.受入時期	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
7 土壌汚染対策法の届出について			
①土壌汚染対策法で規定する一定規模(3,000m2)以上の土地の形質変更を伴う対象工事である場合の県知事等への届出等の明示。	☐	☑	
a.対象の有無	☐	☑	
b.場所・範囲・面積	☐	☑	
c.該当工種	☐	☑	
d.発生量	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

8. 建設副産物関係(4)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
8 ストックヤード(又は土取り場)の建設発生土を利用する場合			
①ストックヤード(又は土取り場)の建設発生土に関する利用の明示。	☐	☑	
a.ストックヤード(又は土取り場)箇所・距離	☐	☑	
b.ストックヤード(又は土取り場)からの建設発生土の土質条件(改良の必要性の有無) 等	☐	☑	
c.ストックヤード(又は土取り場)の管理者(工事名等)	☐	☑	
d.利用時期(土日祝の利用の可否含む)	☐	☑	
e.利用時間	☐	☑	
f.他工事利用件数	☐	☑	
g.利用台数の制限がある場合の制限内容	☐	☑	
h.その他(交通誘導警備員配置、工事用道路(敷鉄板)設置 等)	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

9. 工事支障物件関係

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1　占用物件等の工事支障物件がある場合			
①工事支障物件の明示(1)	☐	☑	
a.物件名	☐	☑	
b.物件管理者(連絡先等)	☐	☑	
c.物件位置	☐	☑	
d.物件管理者との協議状況	☐	☑	
e.移設時期	☐	☑	
f.その他	☐	☑	
①工事支障物件の明示(2)	☐	☑	
a.物件名	☐	☑	
b.物件管理者(連絡先等)	☐	☑	
c.物件位置	☐	☑	
d.物件管理者との協議状況	☐	☑	
e.移設時期	☐	☑	
f.その他	☐	☑	
①工事支障物件の明示(3)	☐	☑	
a.物件名	☐	☑	
b.物件管理者(連絡先等)	☐	☑	
c.物件位置	☐	☑	
d.物件管理者との協議状況	☐	☑	
e.移設時期	☐	☑	
f.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

10. 薬液注入関係

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 **薬液注入を行う場合**			
①薬液注入の条件明示	☐	☑	
a.設計条件	☐	☑	
b.工法区分	☐	☑	
c.材料種類	☐	☑	
d.施工範囲	☐	☑	
e.削孔数量・延長	☐	☑	
f.注入量・注入圧	☐	☑	
g.その他	☐	☑	
②注入の管理の明示	☐	☑	
a.注入圧・速度	☐	☑	
b.注入順序	☐	☑	
c.ステップ長	☐	☑	
d.材料（購入・流通経路等）	☐	☑	
e.ゲルタイム	☐	☑	
f.配合	☐	☑	
③産業廃棄物が発生した場合の処分方法の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
④地下埋設物がある場合の防護方法の明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
⑤当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
2 **周辺環境影響調査を行う場合**			
①周辺環境影響調査の明示	☐	☑	
a.調査内容	☐	☐	
b.調査箇所	☐	☑	
c.調査回数	☐	☑	
d.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

11. その他(1)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
1 **工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合**			
①仮置きが必要な資機材の内容を明示	☐	☑	
a.資機材の種類	☐	☑	
b.数量	☐	☑	
c.保管・仮置き場所	☐	☑	
d.期間	☐	☑	
e.保管方法	☐	☑	
f.積込・運搬方法	☐	☑	
g.機械の分解・組立等ある場合の回数	☐	☑	
h.その他			
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
2 **工事現場発生品がある場合　確認中**			
①現場発生品の明示	☐	☑	
a.品名・数量	☐	☑	
b.再使用の有無	☐	☑	
c.引き渡し時期・場所	☐	☑	
d.品質検査	☐	☑	
e.運搬方法・費用	☐	☑	
f.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
3 **支給品・貸与品がある場合**			
①該当品の明示	☐	☑	
a.品名・数量	☐	☑	
b.規格等	☐	☑	
c.使用場所	☐	☑	
d.引き渡し場所	☐	☑	
e.返納方法等	☐	☑	
f.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

11. その他(2)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
4 新技術・新工法・特許工法を指定する場合			
①新技術・新工法の内容の明示	☐	☑	
a.工法名称	☐	☑	
b.施工場所	☐	☑	
c.施工条件	☐	☑	
d.NETIS番号	☐	☑	
e.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
5 指定部分の引渡しを行う場合			
①指定部分の内容の明示	☐	☑	
a.指定部分	☐	☑	
b.引渡日	☐	☑	
c.その他	☐	☑	
6 部分使用を行う場合			
①部分使用の内容の明示	☐	☑	
a.使用箇所	☐	☑	
b.使用条件	☐	☑	
c.使用期間	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	
7 給水の必要がある場合			
①給水内容の明示	☐	☑	
a.関係機関名	☐	☑	
b.協議時期	☐	☑	
c.取水箇所	☐	☑	
d.取水時期	☐	☑	
e.取水方法	☐	☑	
f.その他	☐	☑	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☑	
a.内容	☐	☑	

工種		単位	数　量	令和7年度	令和8年度										備考
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
準備工		式	1	余裕期間 ※任意で設定可能												・40日間
擁壁工		式	1													1パーティー
石・ブロック積(張)工		式	1													1パーティー
仮設工		式	1													1パーティー
後片付け		式	1													・20日間
制約条件	詳細設計	―														擁壁工・石ブロック積(張)工・仮設工
	R6横環南栄・戸塚間改良その1工事															
	R7横環南田谷跨道橋上部工事															
	R7横環南田谷歩道橋上部工事															
	年末年始、お盆	―														・8月中旬 ・12月下旬～1月上旬

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7％引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両（全100台）を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上がりの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－1】

積 算 内 訳 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工 事 名	○○道路改良工事

工事区分・工種・種別	単位	入札時					工事完成時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/官積(%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/官積(%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－2】

内訳書に対する明細書の比較表

記入要領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

工事区分・工種・種別・細別	単位	入札時						工事完成時						備考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

別紙様式－０－４

【比較表－３】

手持ち資材の比較表（主要資材）

記入要領	1) 手持ち資材の状況については、主に当該工事で使用予定の資材を記入する。 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入して下さい。 3) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 4) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価欄は、主要資材相当品のみを記入する。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

品名	規格・型式	単位	使用工種等	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）				官単価※（最終）	備考
				手持ち数量	単価	本工事での使用予定量	不足数量の手当方法	手持ち数量	単価	本工事での使用量	不足数量の手当方法		
型枠用合板	1800＊900＊12	枚	排水構造物工	300		70				80		5,594	市場単価
敷鉄板	5尺＊20尺	〃	土工	50		50				100		0	
ロードマット	3000＊2400	〃	〃	54		50				40		0	
〃	1500＊4000	〃	〃	80		50				0		0	
縞鋼板	1350＊5000	〃	〃	60		30				0		0	
再生材	RC−40	m^3	排水構造物工	100		69				55		3,750	

別紙様式－０－５

【比較表－４】

資材購入先一覧(主要資材)の比較表

記入要領	1)「入札者との関係」欄は、購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入してください。 3) 総額で値引きし、個々の品目の値引き単価が特定できない場合、実績単価欄は契約単価を記入し、総額値引き率を備考欄に記入する。 4) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 5) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要資材(購入価格が工事費の約0.3%以上の資材)とし、軽微な資材は省略する。 6) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

工種種別	品名規格	単位	入札時(当初の予定)					工事完成時(実績)					※官単価(最終)	備考
			数量	単価	購入先名			数量	単価	購入先名				
					業者名	所在地	入札者との関係			業者名	所在地	入札者との関係		
生コンクリート	18－8－40	m^3	61	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	58	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	16,100	
生石灰		t	184.5	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	544	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	16,500	
セメント系固化剤	タフロック3E	〃	65	9,500	〃	〃	〃	60	9,500	〃	〃	〃	11,400	
コンクリート2次製品	BOX600＊600	本	18	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	10	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	80,200	市場単価
〃	BF300＊2000	〃	290	2,100	〃	〃	〃	185	2,100	〃	〃	〃	2,936	
〃	BF400＊2000	〃	59	3,360	〃	〃	〃		0				0	
〃	BF500＊2000	〃	51	4,530	〃	〃	〃	21	4,530	〃	〃	〃	6,040	
〃	BF600＊2000	〃	113	5,520	〃	〃	〃	44	5,520	〃	〃	〃	7,400	

別紙様式－０－６

【比較表－５】

手持ち機械の比較表（主要機械）

記入要領	1) 本様式には、主に当該工事に使用する予定の手持ち機械の状況を記入して下さい。 2) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 3) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要機械相当品(各機械経費が工事費の約0.3%以上の機器)のみでよい。 4) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）			官単価※（最終）	備考
			数量	単価	メーカ名	現在の利用状況	数量	単価	メーカ名		
掘削機	0.2～0.45m³	台	10		○○○	4台空	2		○○○		
〃	0.7m³	〃	22		〃	8台空	5		〃		
〃	0.7m³	〃	9		□□□	4台空	4		□□□		
〃	1.2m³	〃	1		〃	空	1		〃		
〃	1.6m³	〃	1		〃	空	1		〃		
ブルドーザ	D65px	〃	3		○○○	2台空	1		○○○	25,100	供用日
不整地運搬車	LD1000	〃	7		△△△	3台空	5		△△△	21,600	供用日
掘削機	0.25m³	〃	4		〃	2台空	0		〃	7,320	供用日
〃	0.45m³	〃	1		〃	空	1		〃	13,000	供用日
〃	0.7m³	〃	6		〃	3台空	1		〃	18,100	供用日
不整地運搬車	LD700	〃	1		〃	空	1		〃		

別紙様式－０－７

【比較表－６】

労 務 者 の 確 保 計 画 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 下請け労務者と自社労務者を下記のように区分して下さい。 ・下請け労務者は( )なしで記入する。 ・自社労務者は( )内に記入する。 2) 下請け会社との関係も明記する。 3) 労務単価は必ず記入する。 4) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工 事 名	○○道路改良工事

工 種	職 種	入札時(当初の予定)			工事完成時(実績)			※ 官単価 (最終)	備 考
		単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等	単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等		
道路土工、地盤改良工	オペレーター							17,716	
		(17,000)	(320)	自社		472	自社		
道路土工	運転手	17,000	220	○○運輸(株)		102	○○運輸(株)	17,716	
				同族会社			同族会社		
排水構造物工	オペレーター	(17,000)	(60)	自社			自社	17,716	
	普通作業員	(15,000)	(225)	自社		138	自社	14,626	
植生工	法面工	18,000	225	協力会社			協力会社	18,746	
				○○防災(株)		113	○○防災(株)		
仮設工	普通作業員							14,626	
		(15,000)	(7)	自社		20	自社		

別紙様式－０－８

【比較表－７】

工種別労務者配置計画の比較表

記入要領	1) 職種名は例示したものなので、該当する職種名に変更して記入して下さい。 2) 世話役が、他の工種または他の工事と兼任している場合、正当な人数になるように按分してください。 3) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。
工事名	○○道路改良工事

工種	種別	入札時（当初の予定）						工事完成時（実績）						備考
		配置予定人数					計	配置人数					計	
		世話役	普通作業員（特殊含）	配管工	電工	オペ		世話役	普通作業員（特殊含）	配管工	電工	オペ		
（例）土工事	床掘工・埋戻工・残土処理	1	2			2	5							
土工事	地盤改良工・掘削工・路体盛土工・残土処理工	1	1			8	10	1	1			8	10	
土工事	法面整形工	1	1			2	4	1	1			2	40	
法面工	植生基材吹付工	1	4			1	6	1	5			1	7	
カルバート工	BOX工	1	4			1	6	1	3			1	5	
排水構造物工	側溝工、集水桝工	1	3			1	5	1	3			1	5	
仮設工	仮水路工	1	4			1	6	1	3			2	6	

別紙様式－０－９

【比較表－８】

建設副産物の搬出等の比較表

記入要領	1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入してください。 2) 記入してある名称以外の建設副産物がある場合は、名称を追加して記入して下さい。 3) 受け入れ価格は、建設副産物の処分のみに要した価格を記入してください(収集、運搬等に要した費用を除く)。 4) ※印の官積算価格欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

建設副産物の名称	入札時(当初の予定)		工事完成時(実績)		官積算価格※(最終)	備考
	受け入れ予定箇所	受け入れ価格	受け入れた箇所	受け入れた価格		
コンクリート塊	○○アスコン	2300／t	○○アスコン	1700／t	2300／t	
アスファルト・コンクリート塊	○○アスコン	2000／t	○○アスコン	1500／t	1500／t	
			○○アスコン	3000／t	2800／t	有筋
建設発生木材	無し					
建設発生土	無し					

別紙様式－１

様式－６(1)　　年月日：

Ｖ　Ｅ　提　案　書

（発注者）　殿

（受注者）

工事請負契約書第１９条の２に基づきＶＥ提案書を提出いたします。

工事件名： 契約締結日：	連絡者 氏　名 ＴＥＬ ＦＡＸ
ＶＥ提案の概要	注）記入欄が不足する場合には、様式－６(1)の２として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。

番　号	項　目　内　容	概算低減額：千円
概　算　低　減　額　合　計		

別紙様式ー２

様式ー６(2)

番　号		項　目　内　容	

（１）設計図書の定める内容と、ＶＥ提案の内容の対比

【現状】　　略図等	【改善案】　　略図等

（２）提案理由

（３）ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（４）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

（５）その他

別紙様式－３

様式－６（3）

番　　号		項目内容	

ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠

【 現　状 】					単位：千円	【 改善案 】					単位：千円	摘　　要
名　　称	規　格	単位	数　　量	単　価	金　　額	名　　称	規　格	単位	数　　量	単　価	金　　額	

別紙様式－４

様式－６（4）

番　号		項目内容	

（１）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（２）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙様式－５

号
平成　　年　　月　　日

Ｖ　Ｅ　提　案　採　否　通　知　書

○　○　○　○　殿

分任契約担当官
○○事務所長　　印

特記仕様書「○　ＶＥ提案について」に基づき、平成　年　月　日付けで提出されま　したＶＥ提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名： 契約締結日：	ＶＥ提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：

ＶＥ提案に対する「採否」及びその理由

番　号	項　　目　　内　　容	概算低減額：千円

（注）採否に関する問い合わせ先

別紙様式－１２

様式－３３

年月日：

品　質　証　明　書

工事名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

品　質　証　明　記　事				
品　質　証　明　事　項	実　施　日	箇　　所	品質証明員氏名　印	記　　事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者　住　所

氏　名

別紙様式－15

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること　　**▼不要**

工事関係書類						工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
作成時期	種別		No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎	
									受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管					
工事着手前	作成書類の役割分担	設計審査会で確認	1	【事例】 工事のお知らせ（自治会、住民等への周知）	共通仕様書1－1－1－36－7	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
			2	【事例】 関係機関（○○○）協議結果に基づく届出	共通仕様書1－1－1－36－2	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
			3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－	○			○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
			4	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関（○○○）との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
			5	【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
			6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1－1－1－3－2	－		○			○								令和○年○月○日設計審査会で確認
			7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）	共通仕様書1－1－1－15	－	○		○										令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 （受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する）
	契約図書	契約書	8	工事請負契約書	―	―	○												
		設計図書	9	共通仕様書	―	―	○												
			10	特記仕様書	―	―	○												
			11	発注図面	―	―	○												
			12	現場説明書	―	―	○												
			13	質問回答書	―	―	○												
			14	工事数量総括表	―	―	○												
	契約関係書類		15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○							
			16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3－1－1－1	様式－2		○				○							契約書を作成する全ての工事
			17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○							
			18	掛金収納書（電子申請方式）	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号) 共通仕様書1－1－1－41－6	様式－4		○				○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	―		○						○					
			20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	―		○						○					
			21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	―		○						○					
			22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	―		○						○					
			23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	―		○						○					
			24	請求書（前払金）	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○				○							
			25	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書	様式－6		○					○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		26	品質証明員通知書	共通仕様書3－1－1－6－6	様式－7		○			○								契約図書で規定された場合に提出する。
			27	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1－1－1－19－4	―		○			○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			28	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1－1－1－19－6	―		○			○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			29	建設発生土搬出調書	特記仕様書	―		○			○								
			30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	―		○			○								
	工事書類	1施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1－1－1－4－1	―		○			○								工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
		①施工計画	32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	―		○			○								
			33	設計図書の照査確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1－1－1－3－2	―		○			○								
			34	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1－1－1－38－1	―		○			○								
			35	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）		―		○			○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
		2施工体	36	施工体制台帳	共通仕様書1－1－1－10－1	－		○			○								▪『『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について』（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。 ▪建設業及び一次下請人の警備業以外は不要
		②施工体	37	施工体系図	共通仕様書1－1－1－10－2	－		○			○								

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること　　**▼不要**

工事関係書類							工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
										指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品			
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管			電子☆	紙◎	
	工事書類	制	制	38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○			○								
施工中		３施工状況	③施工管理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○												
				40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○			○								協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
				41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○			○								
				42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○			○								
				43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○			○								
				44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○			○								
				45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○			○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
				46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－		○						○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。
				47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式－11		○			○								・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等 は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○			○								・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○							○				ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
			④安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	－		○						○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○			○				○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○			○								事故報告書はSAS（建設工事事故データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
			⑤工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○			○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
			⑥品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○			○								指定材料のみ提出（設計図書で指定した材料を含む）。
施工中	契約関係書類	中間前払金		55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○				○							
				56	請求書（中間前払金）	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○				○							
		完済部分検査		57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○				○							
				58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○				○							
				59	請求書（指定部分完済払金）	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○				○							
				60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○								
		既済部分検査		61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○				○							
				62	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○			○								中間技術検査時にも提出する。
				62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○								
				63	請求書（部分払金）	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○				○							
		修補		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○				○							
		部分使用		65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○				○							部分使用がある場合に提出する。
		工期延期		66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○				○							工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○			○								支給品を受領した場合に提出する。
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○			○								支給品がある場合に提出する。
			建設機械	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
				70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品		71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○			○								現場発生品がある場合に提出する。
		その他		72	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7	－		○			○								既済部分検査等の際に提出する。
				73	産業廃棄物管理表（マニフェスト）	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○						○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
				74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○					○						
				75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○					○						
				76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○					○						新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
	契約関係書類			77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○				○							
				78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○				○							
				79	請求書（完成代金）	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○				○							
				80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○			○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること　　**▼不要**

工事関係書類					工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
								指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品			
作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管			電子☆	紙◎	
工事完成時	工事書類	81	品質管理図表	共通仕様書1−1−1−24−6	様式−32		○			○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
		82	品質証明書	特記仕様書	様式−33		○			○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
		83	工事写真	共通仕様書1−1−1−24−6	−		○			○						☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準（案）を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
		84	総合評価実施報告書	特記仕様書	−		○			○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
		85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3−1−1−10	様式−34		○			○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書	86	工事完成図	共通仕様書1−1−1−20 共通仕様書3−1−1−7	−		○			○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
		87	工事管理台帳	共通仕様書3−1−1−7	−		○			○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他	88	再生資源利用実施書 −建設資材搬入工事用−	共通仕様書1−1−1−19−6	−		○					○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		89	再生資源利用促進実施書 −建設副産物搬出工事用−	共通仕様書1−1−1−19−6	−		○					○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事完成後	その他	90	低入札価格調査 （間接工事費等諸経費動向調査票）	共通仕様書1−1−1−3−5−3	−	○	○					○						「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

別紙様式－１６

工　期　通　知　書

平成○○年○○月○○日

（分任）契約担当官
○○　○○　様

住所
商号又は名称
氏名　　印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工　事　名	○○○○工事
工　事　場　所	○○県○○市○○
契約予定年月日	平成　　年　　月　　日
工 事 の 始 期	平成　　年　　月　　日
工　　期	工　事　の　始　期　か　ら （○○○日間） 平成　　年　　月　　日　まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 （選択）	遠隔臨場システムの名称 （自由記述）	遠隔臨場システムのメーカー名 （自由記述）	監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否 （つながる or つながらない）
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	（株）Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

位　置　図　S=1:100,000

一般国道四六八号　工事平面図

横浜国道事務所



1：100,000

0　5　10 km

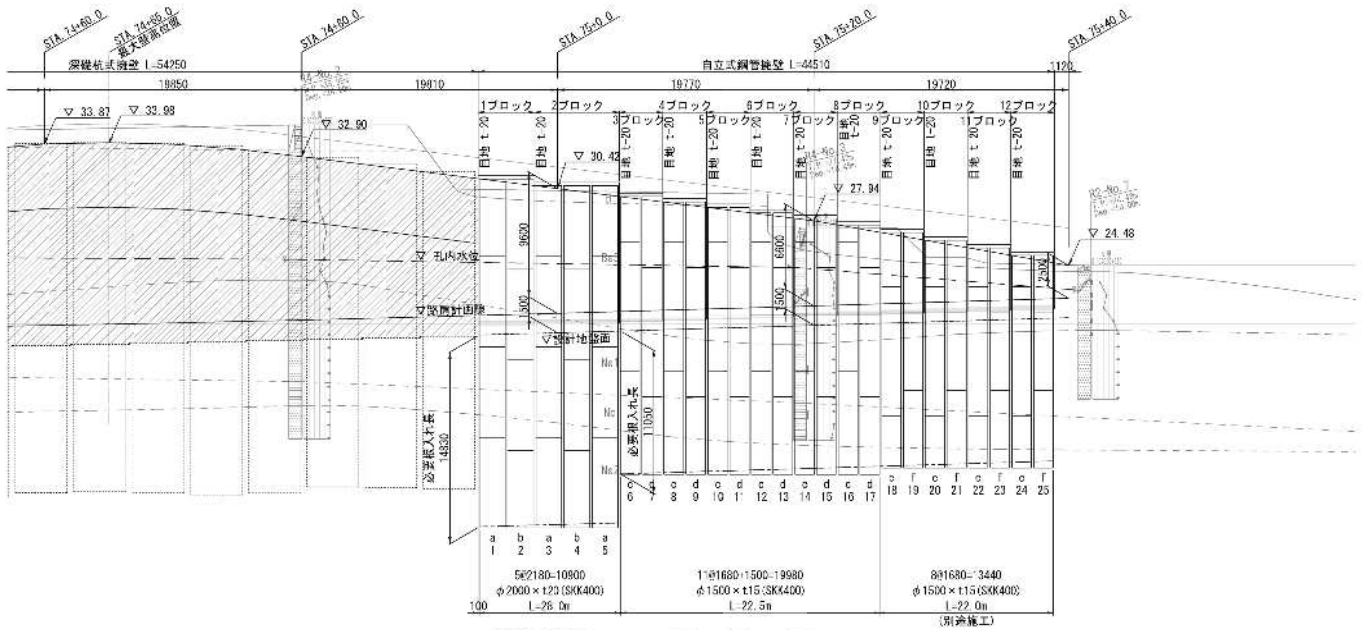
工事名	R７横環南栄・戸塚間改良その２工事		
図面名	位　置　図		
縮尺	1:100,000	図面番号	1 ／ 17
年月日	令和　８　年　１　月　　日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		

所長		副所長		課長		建設専門官	係長	担当

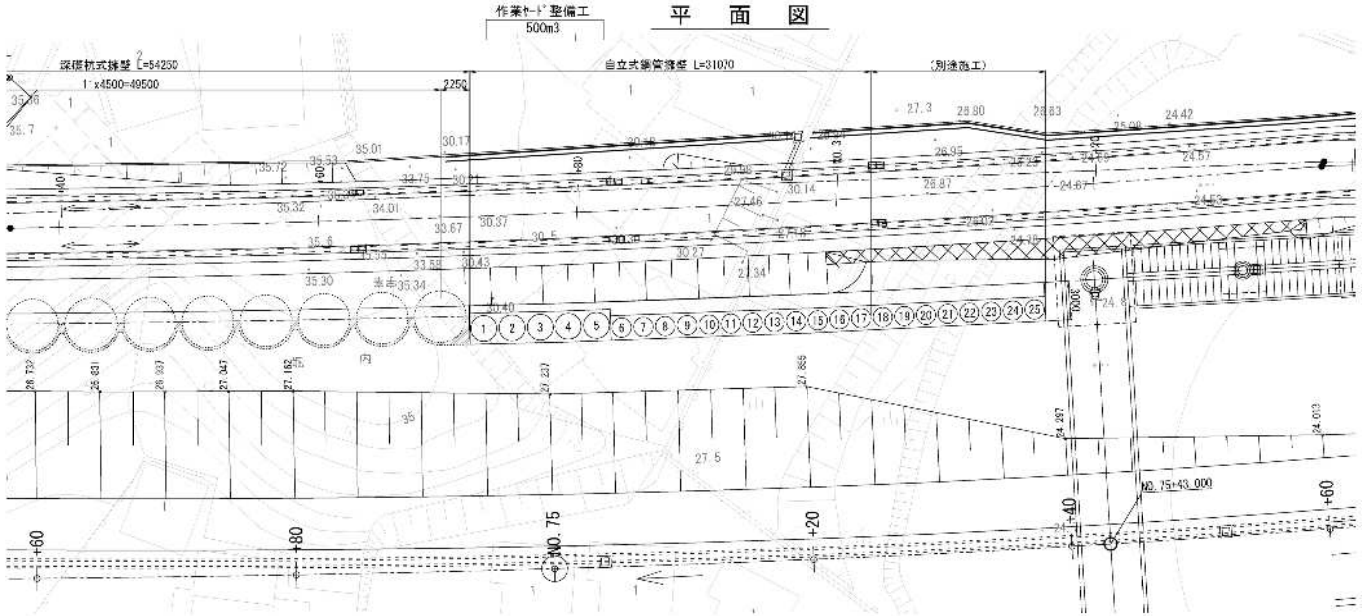
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所

本線 鋼管杭擁壁工一般図 S=1:200

側 面 図



平 面 図



設 計 条 件

擁壁の高さ	鋼管杭径φ1500	Hmax= 9.1m
	鋼管杭径φ2000	Hmax= 10.3m
背面土の種類・定数	盛土	γ=19.0kN/m3, φ=30°, C= 0kN/m2
	B層	γ=19.0kN/m3, φ=30°, C= 0kN/m2
	Bs5層	γ=19.0kN/m3, φ=36°, C= 0kN/m2
	Ma1層	γ=19.0kN/m3, φ=31°, C= 0kN/m2
	Ma層	γ=18.5kN/m3, φ= 0°, C=1100kN/m2
	Ma2層	γ=19.0kN/m3, φ=35°, C= 0kN/m2
上載荷重	常時	q =10kN/m2
	地震時，積雪時	q = 5kN/m2
擁壁の重要度		重要度1
設計水平震度	二種地盤	レベル1地震k=0.15，レベル2地震k=0.20
鋼管の腐食寸法	φ1500×t=15mm	SKK400，全周t=1mm
材質，腐食代	φ2000×t=20mm	SKK400，全周t=1mm
許容変位量		δmax=50mm(溶接)
	鋼管頭部変位	δmax= 75mm(レベル1地震)
		δmax=300mm(レベル2地震)
	鋼管設計地盤面	δmax=15mm(常時，レベル1地震)
壁面工 RC壁面	コンクリート	設計基準強度 σck=24N/mm2
	鉄 筋	SD345
適用指針	・道路土工構造物技術基準・同解説 (平成29年3月) 社) 日本道路協会 ・ジャイロプレス（回転切削圧入）工法による鋼管土留め設計・施工指針 圧入工法設計・施工指針 2020年版 (令和2年3月) 鋼管圧入学会 ・道路土工 擁壁工指針 (平成24年7月) 社) 日本道路協会 ・道路構造物設計マニュアル（案）土木構造物・擁壁編 (平成11年10月) 建設省 ・道路標示方書・同解説 Ⅰ、Ⅳ (平成24年3月) 社) 日本道路協会	

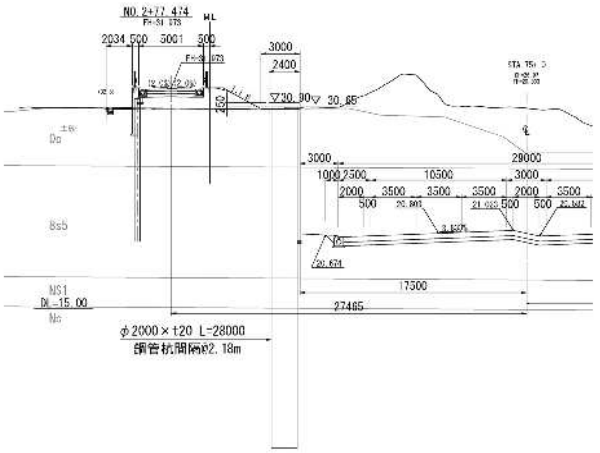
※1.側面図に示す地質縦断は、近接ボーリングから推定された地層構成であるため、施工時に現地調査を行い確認すること。

※2.背面地山および擁壁面から異常な湧水が確認される場合は、排水対策工を別途検討する必要がある。

※3.施工時に測量成果等により現地盤線などを確認すること。設計条件と著しく異なる場合は、速やかに設計を変更すること。

標準断面図

(STA.75+0.0)

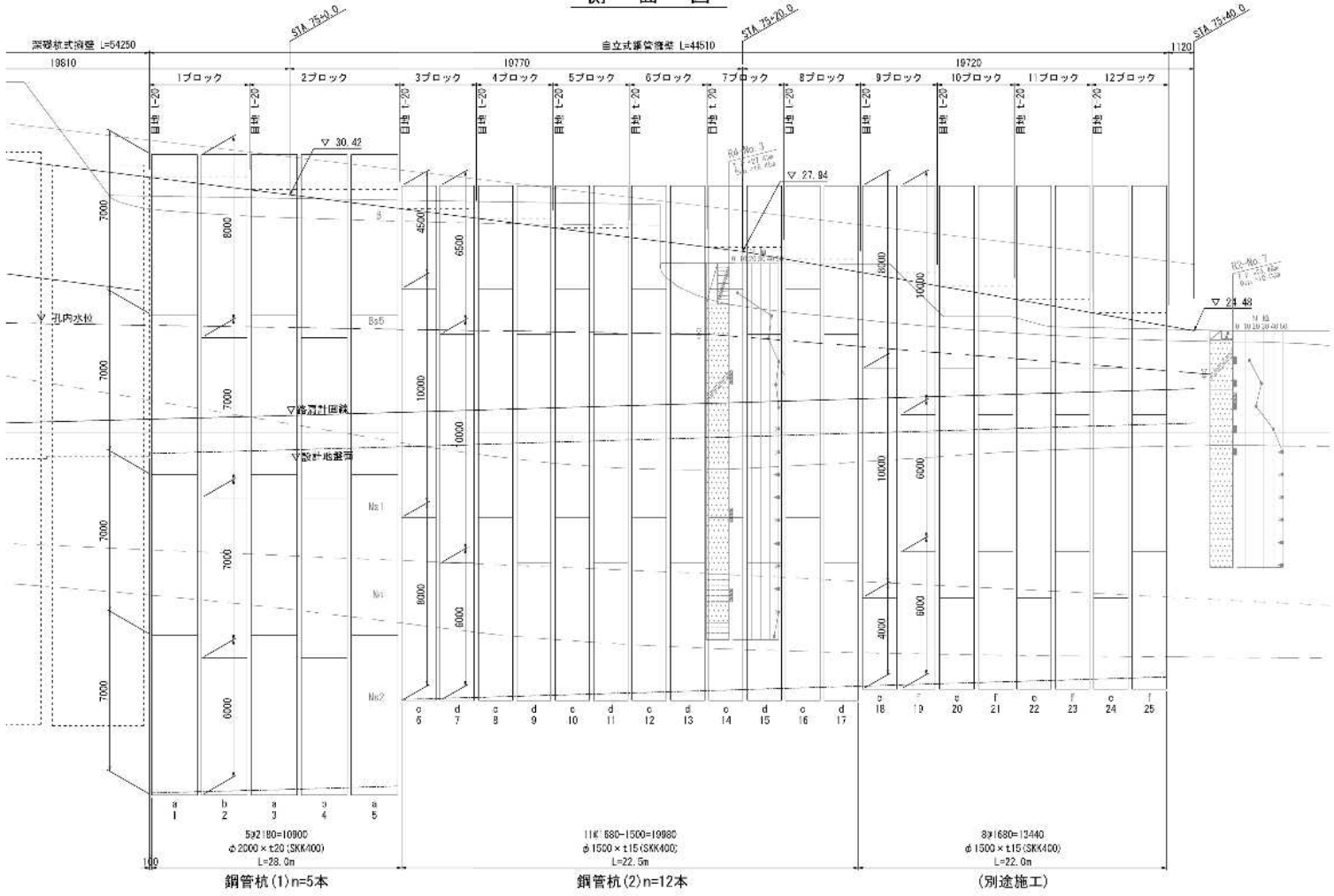


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7横須賀米・戸塚開改良その2工事
図面名	本線 鋼管杭擁壁工一般図
縮尺	1:200 図面番号 2 / 17
年月日	令和8年1月 日
設計会社名	株式会社 綜合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

本線 鋼管杭擁壁工展開図(1) S=1:100

側 面 図



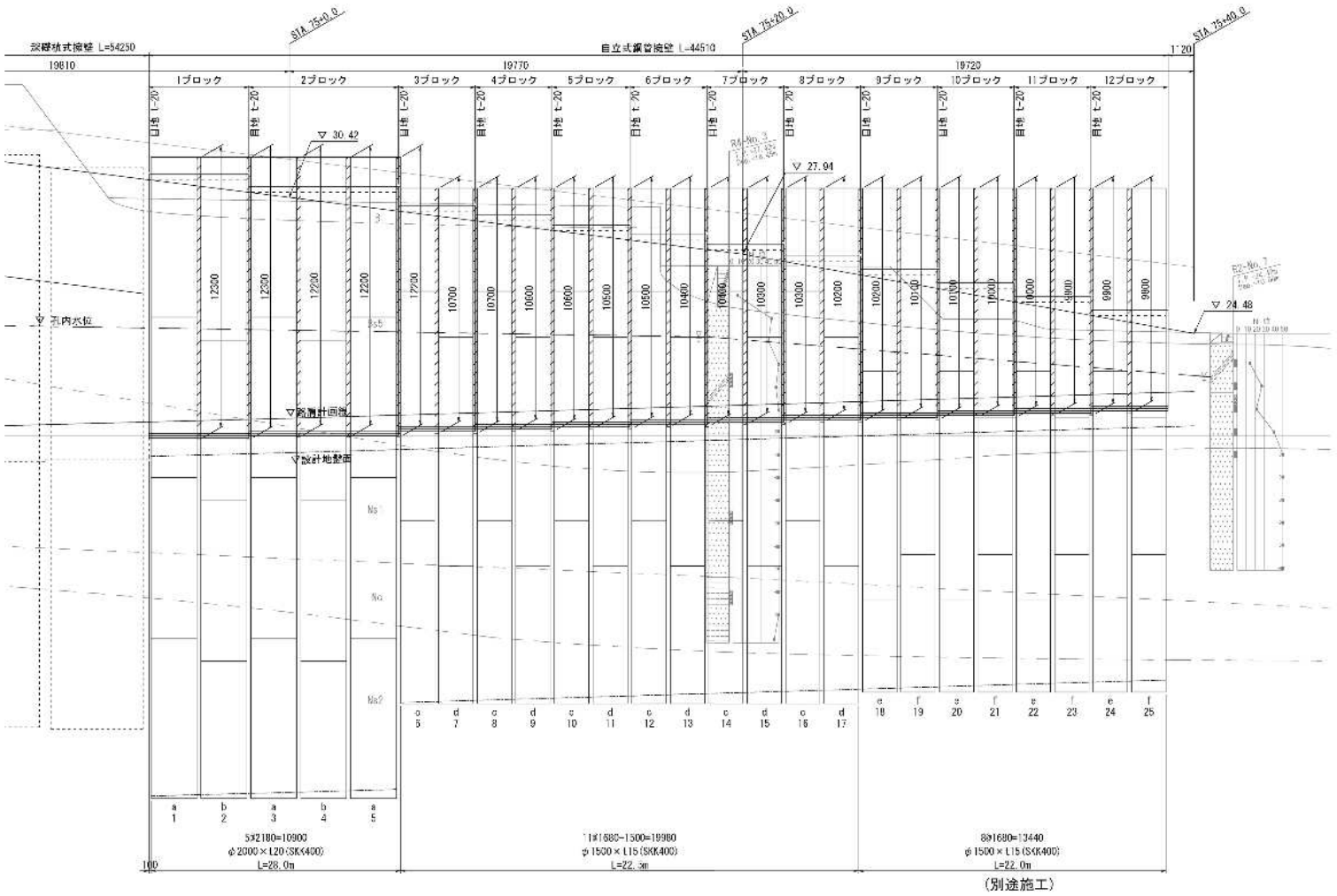
工事名	R7橋梁補修・河道閉塞長その2工事
図面名	本線 鋼管杭擁壁工展開図(1)
縮尺	1:100 図面番号 3 / 12
年月日	令和8年1月 日
設計会社	株式会社 綜合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省 依知河道出張所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

本線 鋼管杭擁壁工展開図(2) S=1:100

〈杭間処理部材配置〉

側　面　図〈L-200×200×15 設置図〉



■等辺山形鋼(L-200×200×15)打設数量表　自立式鋼管擁壁

区分	杭組	タイプ	基礎 単位数量 (箇所)	施工時 上端標高 (m)	施工時 下端標高 (m)	施工時 打設長 (m)
	1	a	—	—	—	—
1ブロック	2	a	45.30	32.18	19.88	12.30
	3	a	45.30	32.18	19.88	12.30
2ブロック	4	a	45.30	32.18	19.98	12.20
	5	a	45.30	32.18	19.98	12.20
	6	a	45.30	32.18	19.98	12.20
3ブロック	7	d	45.30	30.82	20.12	10.70
	8	d	45.30	30.82	20.12	10.70
4ブロック	9	d	45.30	30.82	20.22	10.60
	10	d	45.30	30.82	20.22	10.60
5ブロック	11	d	45.30	30.82	20.32	10.50
	12	d	45.30	30.82	20.32	10.50
6ブロック	13	d	45.30	30.82	20.42	10.40
	14	d	45.30	30.82	20.42	10.40
7ブロック	15	d	45.30	30.82	20.52	10.30
	16	d	45.30	30.82	20.52	10.30
8ブロック	17	d	45.30	30.82	20.62	10.20
	18	d	45.30	30.82	20.62	~~10.20~~
9ブロック	19	f	45.30	30.82	20.72	10.10
	20	f	45.30	30.82	20.72	~~10.10~~
10ブロック	21	f	45.30	30.82	20.82	~~10.00~~
鋼材打設長さ (m)						176.4

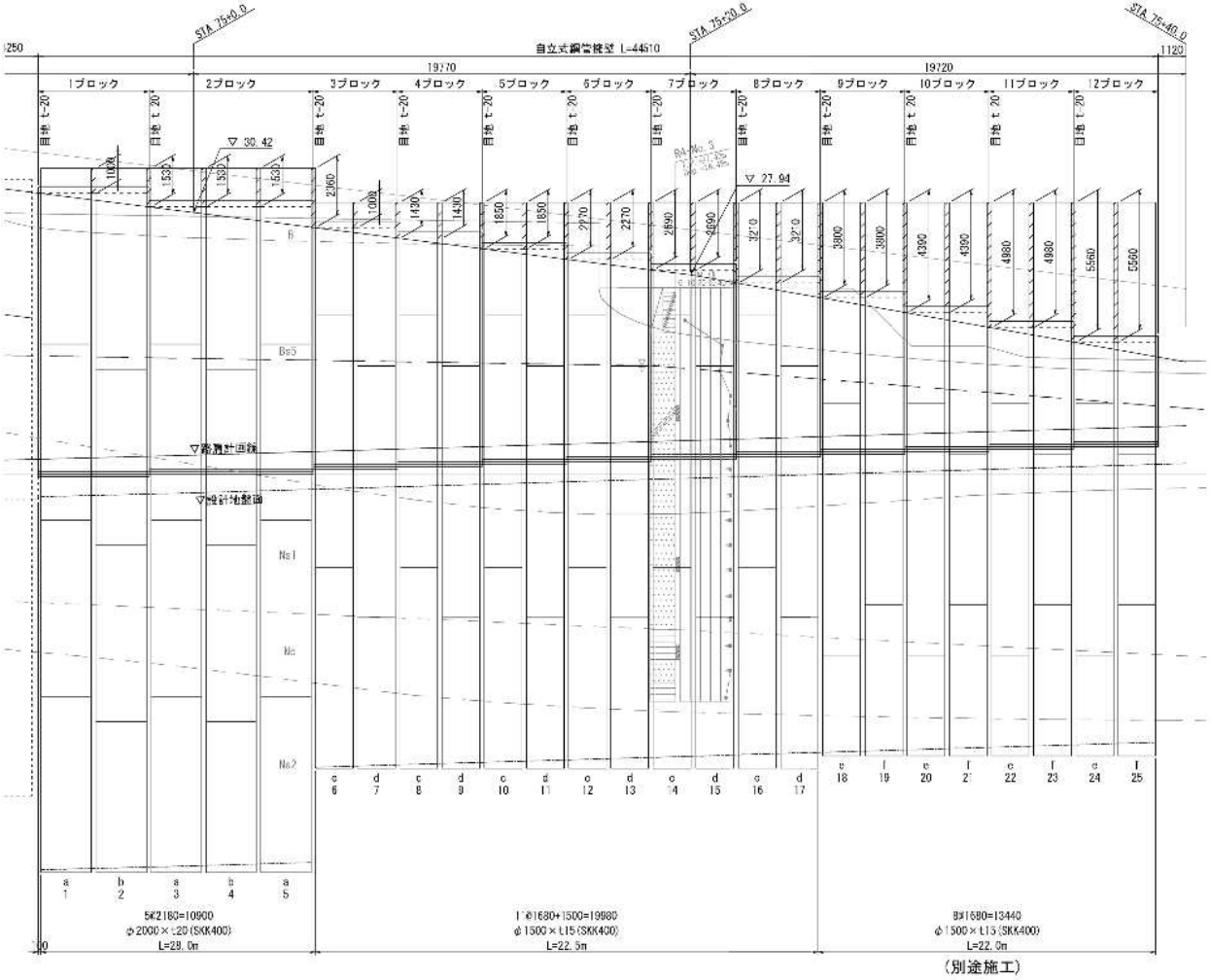
工事名	R7横須賀市・三浦国道その2工事
図面名	本線 鋼管杭擁壁工展開図(2)
縮尺	1:100　図面番号 4 / 12
年月日	令和8年1月　日
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント
工事所名	国土交通省　横浜国道事務所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

本線 鋼管杭擁壁工撤去図(1) S=1:100

〈杭間処理部材配置〉

側　面　図〈L-200×200×15 設置図〉



■等辺山形鋼(L-200×200×15)切断数量表　自立式擁壁

区分	杭No	タイプ	鋼材単位質量 (kg/m)	施工時 上端標高 (m)	施工時 下端標高 (m)	仕上り 天端高 (m)	仕上り 上端標高 (m)	仕上り 下端標高 (m)	仕上り 杭長 (m)	切断長さ (m)	切断質量 (kg)
1ブロック	1	a									
	2	c	45.30	32.18	19.68	12.30	31.18	19.68	11.50	1.00	45
2ブロック	3	a	45.30	32.18	19.68	12.30	30.65	19.68	10.97	1.53	70
	4	c	45.30	32.18	19.98	12.20	30.65	19.68	10.97	1.53	70
	5	a	45.30	32.18	19.98	12.20	30.65	19.98	10.67	1.53	70
3ブロック	6	c	45.30	32.18	19.98	12.20	29.82	19.98	9.84	2.36	97
	7	c	45.30	30.82	20.12	10.70	29.82	20.12	9.70	1.00	45
4ブロック	8	c	45.30	30.82	20.12	10.70	29.39	20.12	9.27	1.43	65
	9	c	45.30	30.82	20.22	10.60	29.39	20.22	9.17	1.43	65
5ブロック	10	c	45.30	30.82	20.22	10.60	28.97	20.22	8.75	1.85	84
	11	c	45.30	30.82	20.32	10.50	28.97	20.32	8.65	1.85	84
6ブロック	12	c	45.30	30.82	20.52	10.50	28.55	20.32	8.23	2.27	103
	13	c	45.30	30.82	20.42	10.40	28.55	20.42	8.13	2.27	103
7ブロック	14	c	45.30	30.82	20.42	10.40	28.13	20.42	7.71	2.69	122
	15	c	45.30	30.82	20.52	10.40	28.13	20.52	7.61	2.69	122
8ブロック	16	c	45.30	30.82	20.52	10.30	27.61	20.52	7.09	3.2	145
	17	c	45.30	30.82	20.62	10.20	27.61	20.62	6.99	3.2	145
9ブロック	18	c	45.30	30.82	20.62	10.20	27.32	20.62	6.70	~~3.49~~	~~158~~
	19	f	45.30	30.82	20.72	10.10	27.22	20.72	6.50	3.30	73
10ブロック	20	e	45.30	30.82	20.72	10.10	26.43	20.72	5.71	~~4.09~~	~~93~~
	21	f	45.30	30.82	20.82	10.00	26.43	20.82	5.61	4.09	93
				鋼材切断長さ (m)						31.35	
				鋼材切断質量 (kg)						—	1449

(別途施工)

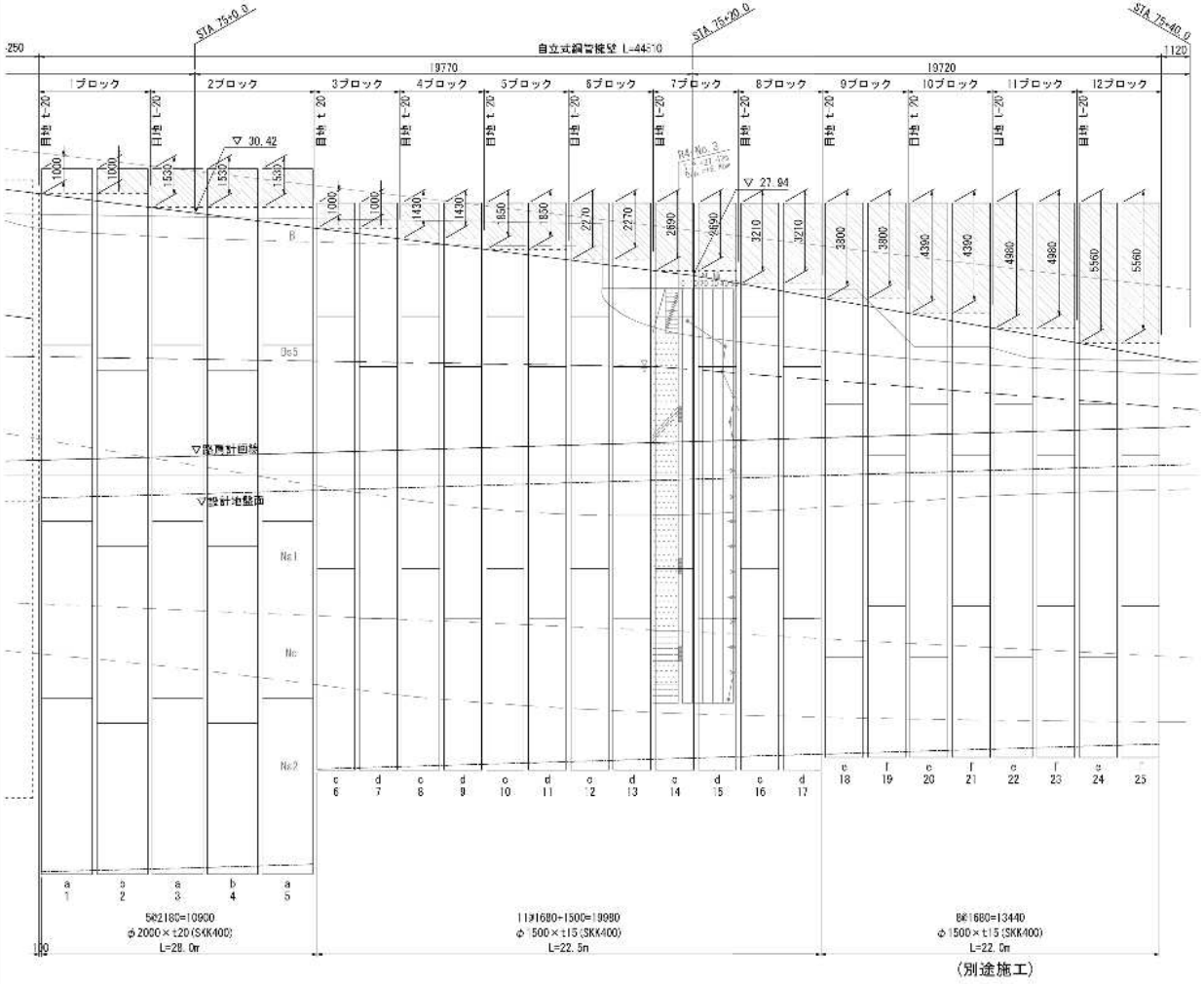
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7橋梁補修・河道掘削及そのほか工事
図面名	本線 鋼管杭擁壁工撤去図(1)
縮尺	1:100　設計者番号 5 / 12
年月日	令和8年1月　日
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省　依知国道事務所

本線 鋼管杭擁壁工撤去図(2) S=1:100

〈鋼管杭撤去〉

側　面　図〈鋼管杭 切断範囲図〉



■自立式鋼管擁壁　鋼管切断数量表

区分	杭No	タイプ	鋼材単位質量 (kg/m)	施工時 上端標高 (m)	施工時 下端標高 (m)	施工時 杭長 (m)	仕上り 上端標高 (m)	仕上り 下端標高 (m)	仕上り 杭長 (m)	切断長さ (m)	切断質量 (kg)
1ブロック	1	a	877	32.18	4.18	28.00	31.18	4.18	27.00	1.00	877
	2	b	877	32.18	4.18	28.00	31.18	4.18	27.00	1.00	877
2ブロック	3	a	877	32.18	4.18	28.00	30.65	4.18	26.47	1.53	1485
	4	b	877	32.18	4.18	28.00	30.65	4.18	26.47	1.53	1485
	5	a	877	32.18	4.18	28.00	30.65	4.18	26.47	1.53	1485
3ブロック	6	c	549	30.92	9.32	22.50	29.92	8.32	21.53	1.00	549
	7	d	549	30.92	9.32	22.50	29.32	8.32	21.53	1.00	549
4ブロック	8	c	549	30.92	9.32	22.50	29.39	8.32	21.07	1.43	786
	9	d	549	30.92	9.32	22.50	29.39	8.32	21.07	1.43	786
5ブロック	10	c	549	30.92	9.32	22.50	28.97	8.32	20.65	1.85	1016
	11	d	549	30.92	9.32	22.50	28.97	8.32	20.65	1.85	1016
6ブロック	12	c	549	30.92	9.32	22.50	28.55	8.32	20.23	2.27	1247
	13	d	549	30.92	9.32	22.50	28.55	8.32	20.23	2.27	1247
7ブロック	14	c	549	30.92	9.32	22.50	28.13	8.32	19.81	2.69	1477
	15	d	549	30.92	9.32	22.50	28.13	8.32	19.81	2.69	1477
8ブロック	16	c	549	30.92	9.32	22.50	27.57	8.32	19.25	3.25	1784
	17	d	549	30.92	9.32	22.50	27.5	8.32	19.25	3.25	1784
9ブロック	18	a	549	30.92	9.32	22.00	27.02	8.32	18.93	3.80	2087
	19		549	30.92	9.32	22.00	27.02	8.32	18.93	~~3.80~~	~~2087~~
10ブロック	20	a	549	30.92	9.32	22.00	26.45	8.32	18.61	4.39	2411
	21		549	30.92	9.32	22.00	26.45	8.32	18.61	~~4.39~~	~~2411~~
鋼材切断長さ (m)										37.79	—
鋼材切断質量 (kg)											20715

(今回施工)

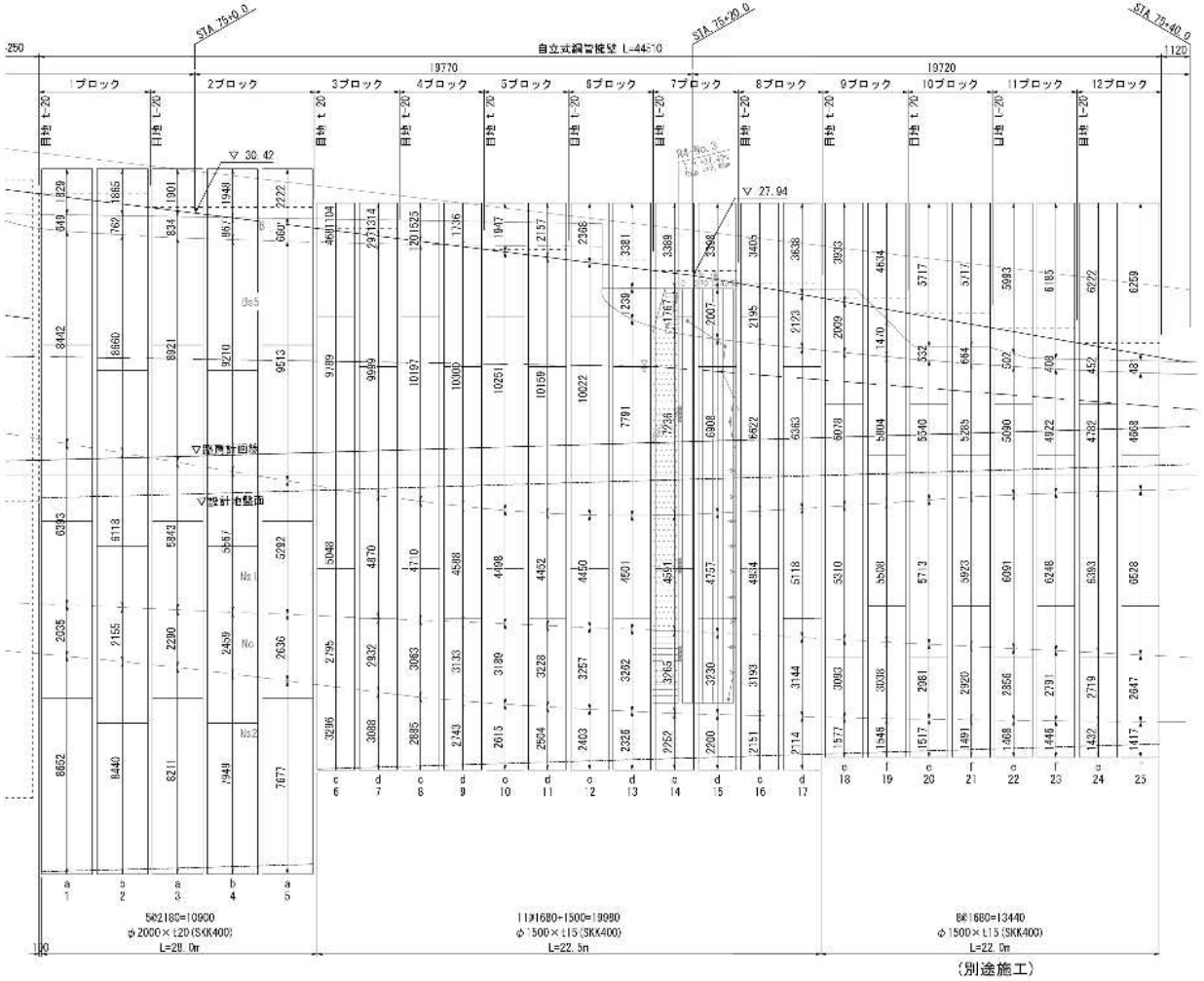
(別途施工)

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7橋梁補修・河道閉塞長そのフ工事
図面名	本線 鋼管杭擁壁工撤去図(2)
縮尺	1:100　設定横幅 6 / 12
年月日	令和8年1月　日
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省　秋田国道事務所

本線 鋼管杭擁壁工杭長根拠図 S=1:100

側 面 図



■自立式鋼管擁壁 鋼管掘削長

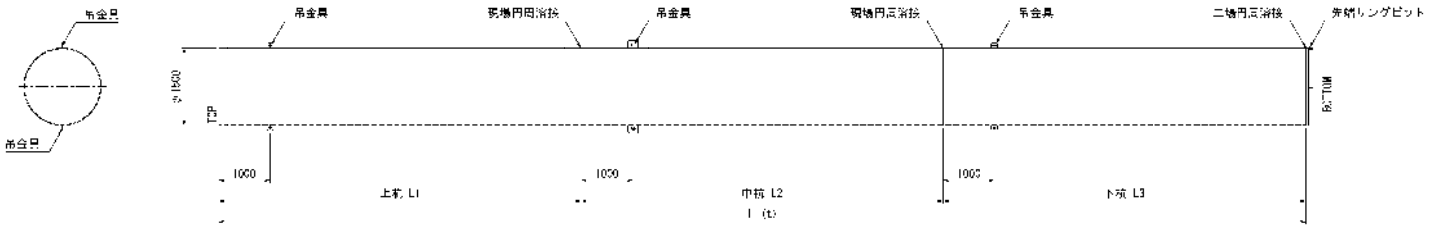
杭No	杭タイプ	掘削長 合計	B	Bc1	Nc1	Nc	Nc2	突出	全長 (m)	
1	a	28.00	0.646	8.449	6.393	2.235	8.659	1.829	28.000	
2	b	28.00	0.782	8.660	6.178	2.135	8.440	1.665	28.000	
3	a	28.00	0.834	8.921	5.843	2.290	8.211	1.901	28.000	
4	b	28.00	0.857	9.210	6.057	2.449	7.949	1.948	28.000	
5	a	28.00	0.630	9.513	5.282	2.630	7.677	2.222	28.000	
6	a	22.50	0.486	9.389	5.048	2.795	8.652	1.104	22.500	
7	d	22.50	0.293	9.999	4.870	2.832	8.440	1.314	22.500	
8	c	22.50	0.170	10.197	4.710	3.063	8.211	1.523	22.500	
9	d	22.50		10.330	4.588	3.133	7.949	1.736	22.500	
10	c	22.50	-	10.251	4.498	3.189	7.677	1.947	22.500	
11	d	22.50		10.159	4.452	3.228	7.677	2.157	22.500	
12	c	22.50	-	10.022	4.450	3.257	7.677	2.366	22.500	
13	d	22.50	1.238	7.781	4.501	3.262	7.677	2.366	22.500	
14	a	22.50	1.767	7.236	4.591	3.763	7.677	2.366	22.500	
15	d	22.50	2.007	6.908	4.757	3.730	7.677	2.366	22.500	
16	a	22.50	2.195	6.622	4.834	3.193	7.677	2.366	22.500	
17	d	22.50	2.128	6.383	5.118	3.144	7.677	2.366	22.500	
18	e	22.00	2.002	6.078	5.310	3.093	7.677	2.366	22.000	(今回施工)
19	f	22.00	1.470	5.804	5.508	3.038	7.677	2.366	22.000	
20	e	22.00	0.532	5.540	5.713	2.981	7.677	2.366	22.000	
21	f	22.00	0.694	5.285	5.923	2.920	7.677	2.366	22.000	(別途施工)

工事名	R7橋梁補修・河道関係その2工事
図面名	本線 鋼管杭擁壁工杭長根拠図
縮尺	1:100 原寸換算 1/1
年月日	令和8年1月 日
設計会社名	株式会社 綜合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省 依知河道出張所

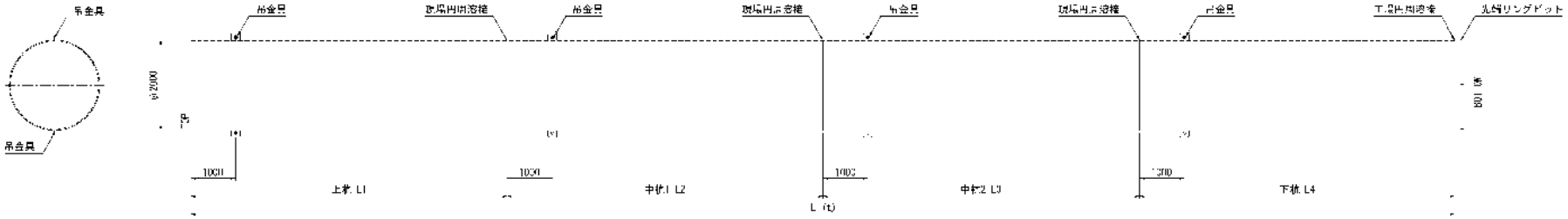
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

本線 鋼管杭詳細図(1) S=1:50

φ 500×t15-SKK400 20本
タイプa,d,e,f



φ2000×t20-SKK400 5本
タイプb,c



■自立式鋼管杭

タイプ	規 格	径 (mm)	t (mm)	L (mm)	L1 (mm)	L2 (mm)	L3 (mm)	吊金具(上)	吊金具(中)	吊金具(下)	継手箇所	本数	
a	SKK400	500	15	22500	4630	10300	6600	A	C	E	2	6	
d	SKK400	500	15	22500	8530	10300	6600	B	C	E	2	6	
e	SKK400	500	15	29000	8630	10300	6600	B	C	E	2	8	(引抜抵抗)
	SKK400	500	15	22000	10300	6600	6600	C	D	E	2	2	

タイプ	規 格	径 (mm)	t (mm)	L (mm)	L1 (mm)	L2 (mm)	L3 (mm)	L4 (mm)	吊金具(上)	吊金具(中1)	吊金具(中2)	吊金具(下)	継手箇所	本数
c	SKK400	2000	20	29000	7030	7000	7000	7000	C	C	C	C	3	3
b	SKK400	2000	20	29000	8030	7000	7000	6000	C	C	C	C	3	2

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

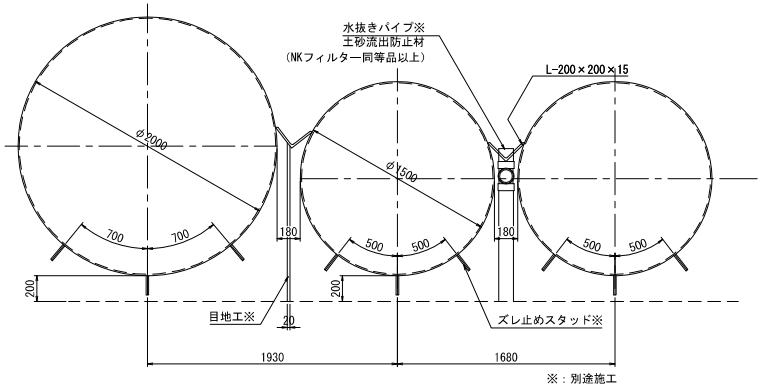
工事名	R7橋梁補修・耐震補強その2工事
図面名	本線 鋼管杭詳細図(1)
縮尺	1:50 設計番号 5 / 17
年月日	令和8年1月 日
設計会社名	株式会社 綜合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省 秋田国道事務所

本線 鋼管杭詳細図(2)

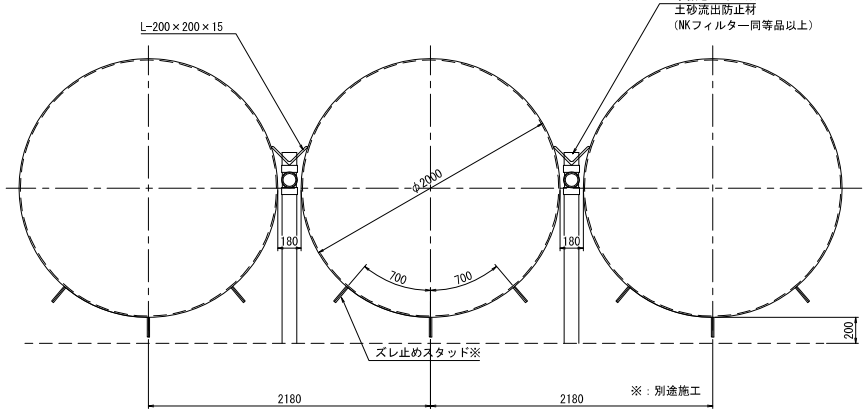
鋼管杭杭間配置詳細図（参考図）

S=1:20

〈φ1500, φ2000〉



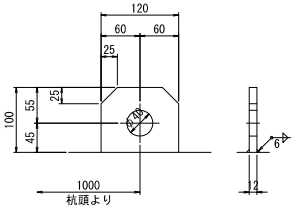
〈φ2000〉



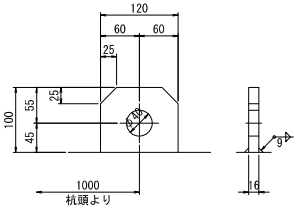
吊金具詳細図

S=1:4

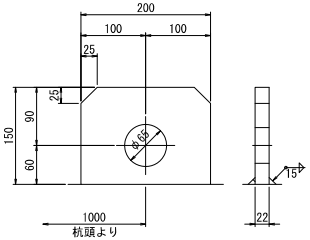
吊金具A
鋼管杭質量（3t以下）



吊金具B
鋼管杭質量（3t～5t以下）



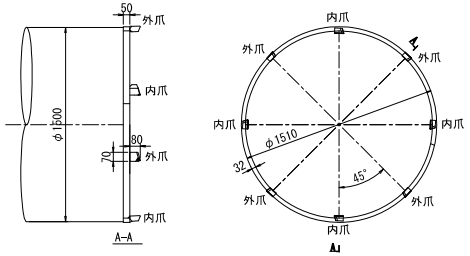
吊金具C
鋼管杭質量（5t～10t以下）



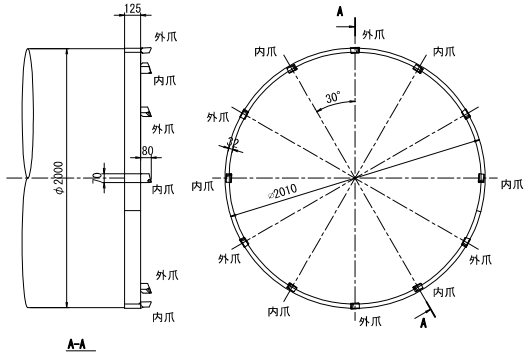
先端リングビット詳細図

S=1:20

〈φ1500〉

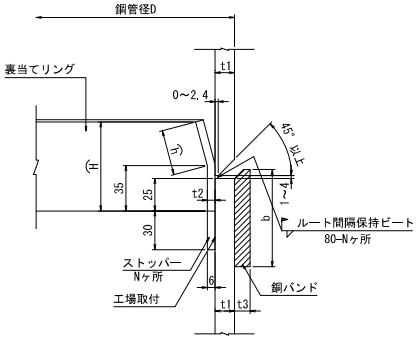


〈φ2000〉



現場円周溶接詳細図

S=1:2



鋼管杭		裏当てリング			ストッパー	銅バンド	
D (mm)	t1 (mm)	t2 (mm)	H (mm)	h (mm)	N (個数)	t3 (mm)	b (mm)
φ1500	15	6.0	70	35	8	12	75
φ2000	20	6.0	70	35	8	12	75

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７横環南栄・戸塚間改良その２工事
図面名	本線 鋼管杭詳細図(2)
縮尺	図示
図面番号	9 / 17
年月日	令和８年１月 日
設計会社名	株式会社 綜合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

本線 鋼管杭詳細図(3)

数 量 表

■自立式鋼管擁壁

名 称	規 格		形 状 寸 法			長 さ	本数	単位質量	1本当り質量	質 量	摘 要
タイプa											
鋼管杭	SKK400	φ	2200	×	t20	7000	1	977	6839.0	6839.0	
鋼管杭	SKK400	φ	2200	×	t20	7000	1	977	6839.0	6839.0	
鋼管杭	SKK400	φ	2200	×	t20	7000	1	977	6839.0	6839.0	
鋼管杭	SKK400	φ	2200	×	t20	7000	1	977	6839.0	6839.0	
補余具A	SM490A	PL-	100	×	t2	120	-	-	1.0	-	
補余具B	SM490A	PL-	100	×	t6	120	-	-	2.0	-	
補余具C	SM490A	PL	150	×	t22	200	4		5.0	40.0	
裏当てリング	SS400	PL-	70	×	t6.0	6139	3	3.30	23.3	69.9	
ストッパ	SS400	PL	30	×	t6.0	12	24	1.41	0.217	0.4	
先端リングビット				一式			1		215	215.0	
										27672.3 kg	
									3 set	83016.9 kg	
タイプb											
鋼管杭	SKK400	φ	2200	×	t20	8000	1	977	7816.0	7816.0	
鋼管杭	SKK400	φ	2200	×	t20	7000	1	977	6839.0	6839.0	
鋼管杭	SKK400	φ	2200	×	t20	7000	1	977	6839.0	6839.0	
鋼管杭	SKK400	φ	2200	×	t20	6000	1	977	5862.0	5862.0	
補余具A	SM490A	PL-	100	×	t2	120	-	-	1.0	-	
補余具B	SM490A	PL	100	×	t6	120			2.0		
補余具C	SM490A	PL	150	×	t22	200	8		5.0	40.0	
裏当てリング	SS400	PL-	70	×	t6.0	6139	3	3.30	23.3	69.9	
ストッパ	SS400	PL	30	×	t6.0	12	24	1.41	0.217	0.4	
先端リングビット				一式			1		215	215.0	
										27672.3 kg	
									2 set	55344.6 kg	
タイプc											
鋼管杭	SKK400	φ	1500	×	t16	4500	1	548	2472.5	2470.5	
鋼管杭	SKK400	φ	1500	×	t16	10000	1	548	5490.0	5490.0	
鋼管杭	SKK400	φ	1500	×	t16	8000	1	548	4392.0	4392.0	
補余具A	SM490A	PL-	100	×	t2	120	2	-	1.0	2.0	
補余具B	SM490A	PL	100	×	t6	120	2		2.0	4.0	
補余具C	SM490A	PL-	150	×	t22	200	2	-	5.0	10.0	
裏当てリング	SS400	PL-	70	×	t6.0	4599	2	3.30	5.2	30.4	
ストッパー	SS400	PL	30	×	t6.0	12	15	1.41	0.317	0.3	
先端リングビット				一式			1		72	72.0	
										19471.5 kg	
									6 set	74827.2 kg	
タイプd											
鋼管杭	SKK400	φ	1500	×	t16	6500	1	548	3566.5	3566.5	
鋼管杭	SKK400	φ	500	×	t16	10000	1	548	5490.0	5490.0	
鋼管杭	SKK400	φ	1500	×	t16	6000	1	549	3294.0	3294.0	
補余具A	SM490A	PL-	100	×	t2	120	-	-	1.0	-	
補余具B	SM490A	PL	100	×	t6	120	4		2.0	8.0	
補余具C	SM490A	PL-	150	×	t22	200	2	-	5.0	10.0	
裏当てリング	SS400	PL	70	×	t6.0	4599	2		5.2	30.4	
ストッパー	SS400	PL-	30	×	t6.0	12	15	1.41	0.317	0.3	
先端リングビット				一式			1		72	72.0	
										19478.5 kg	
									6 set	74839.2 kg	

名 称	規 格		形 状 寸 法			長 さ	本数	単位質量	1本当り質量	質 量	摘 要
タイプc											
鋼管杭	SKK400	φ	1500	×	t16	8000	1	548	4392.0	4392.0	
鋼管杭	SKK400	φ	1500	×	t16	10000	1	548	5490.0	5490.0	
鋼管杭	SKK400	φ	500	×	t16	4500	1	548	2196.0	2196.0	
補余具A	SM490A	PL-	100	×	t2	120	2	-	1.0	2.0	
補余具B	SM490A	PL-	100	×	t6	120	2	-	2.0	4.0	
補余具C	SM490A	PL	150	×	t22	200	2		5.0	10.0	
裏当てリング	SS400	PL-	70	×	t6.0	4599	2	3.30	13.2	30.4	
ストッパ	SS400	PL	30	×	t6.0	12	16	1.41	0.317	0.3	
先端リングビット				一式			1		72	72.0	
										12196.7 kg	
									2 set	24393.4 kg	
タイプT											
鋼管杭	SKK400	φ	1500	×	t16	10200	1	548	5490.0	5490.0	
鋼管杭	SKK400	φ	500	×	t16	6000	1	548	3294.0	3294.0	
鋼管杭	SKK400	φ	500	×	t16	6000	1	548	3294.0	3294.0	
補余具A	SM490A	PL-	100	×	t2	120	-	-	1.0	-	
補余具B	SM490A	PL	100	×	t6	120	4		2.0	8.0	
補余具C	SM490A	PL	150	×	t22	200	2		5.0	10.0	
裏当てリング	SS400	PL-	70	×	t6.0	4599	2	3.30	13.2	30.4	
ストッパ	SS400	PL	30	×	t6.0	12	16	1.41	0.317	0.3	
先端リングビット				一式			1		72	72.0	
										12198.7 kg	
									2 set	24397.4 kg	

(別途施工)

(別途施工)

工事名	R7橋梁補修・耐震補強その2工事
図面名	本線 鋼管杭詳細図(3)
縮尺	— 座標系 JGD2011
年月日	令和8年1月 日
設計会社名	株式会社 綜合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省 秋田国道事務所

本線 鋼管杭詳細図(4)

数 量 表

集計表

名 称	規 格	形 状 寸 法	長 さ	本数	単位質量	1本当り質量	質 量	摘 要
アングル								
等辺山形鋼	SS400	L- 200 ×200×15	2300	2	45.3	557.2	1114.4	
等辺山形鋼	SS400	L 200 ×200×15	12300	3	45.3	557.2	1658.1	
等辺山形鋼	SS400	L- 200 ×200×15	10700	2	45.3	484.7	969.4	
等辺山形鋼	SS400	L 200 ×200×15	12900	2	45.3	480.2	960.4	
等辺山形鋼	SS400	L 200 ×200×15	10500	2	45.3	475.7	951.4	
等辺山形鋼	SS400	L- 200 ×200×15	3400	2	45.3	471.1	942.2	
等辺山形鋼	SS400	L 200 ×200×15	10300	2	45.3	466.6	933.2	
等辺山形鋼	SS400	L 200 ×200×15	10200	1	45.3	462.1	462.1	
等辺山形鋼	SS400	L- 200 ×200×15	2200		45.3	462.1	462.1	
~~等辺山形鋼~~	~~SS400~~	~~L 200 ×200×15~~	~~10100~~	~~2~~	~~45.3~~	~~457.5~~	~~915.0~~	
等辺山形鋼	SS400	L- 200 ×200×15	2000	1	45.3	453.0	906.0	
					16 set		7981.2 kg	

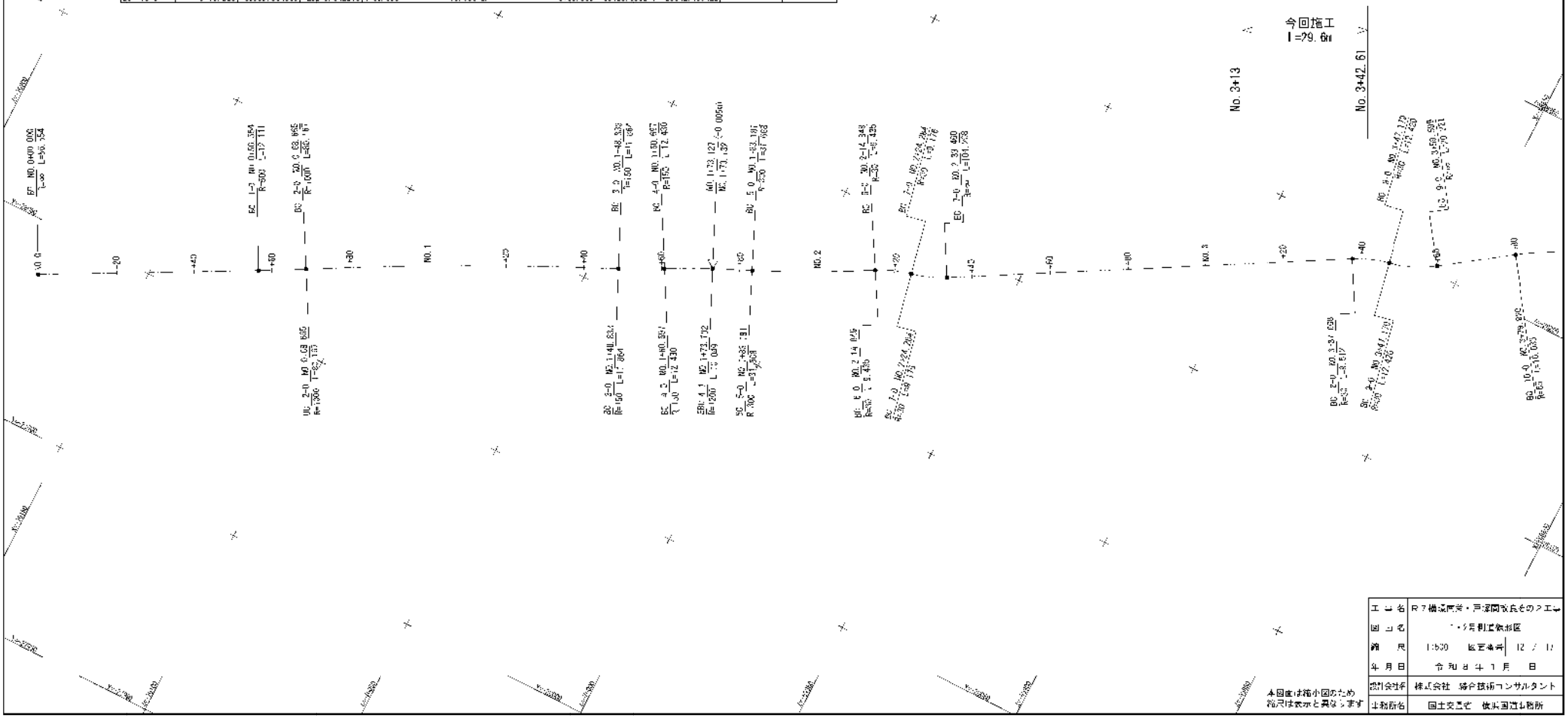
質量集計表			
タイプ	a	3 set	83,016.9 kg
タイプ	b	2 set	55,344.6 kg
タイプ	c	6 set	74,827.2 kg
タイプ	d	6 set	74,829.2 kg
タイプ	e	~~5 set~~	~~24,263.4 kg~~
タイプ	-	2 set	24,397.1 kg
総計		17 set	298,027.9 kg
アングル		16 set	7,981.2 kg

工事名	R7橋梁補修・河道掘削その2工事
図面名	本線 鋼管杭詳細図(4)
縮尺	— 図面番号 11 / 17
年月日	令和8年1月 日
設計会社名	株式会社 綜合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省 依知国道事務所

1・2号側道線形図 S=1:500

主要点	測点	X座標	Y座標	要素	距離
1・2号側道					
BP	3-00.000	-70175.093516	-28037.032536		
BC 1-0	3 56.554	70125. 6262	28063.610375	R=∞	56.554
EC 2-0	3 68.685	701 4.540241	28068.120575	R=500.000	12.111
BC 2-0	3 68.685	701 4.540241	28068.120575	R=500.000	80.167
EC 3-0	1 48.852	70043 .826846	28105.635837	R=50.000	11.864
BC 4-0	1 60.647	70032.631254	28111.333229	R=150.000	12.440
EC 4-0	1-73.132	-70021.664883	-28116.955287	R=200.000	10.945
BC 5-0	1-83.18	-700 2.390560	-28121.109932	R=300.000	21.658
EC 6-0	2 4.849	69981.228728	28135.541750	R=50.000	9.135
BC 7-0	2 14.734	69975.463663	28138.834178	R=50.000	9.176
EC 7-0	2 33.490	69966.926445	28142.134839	R=∞	34.206
BC 8-0	3 37.696	69946.338867	28153.754112	R=30.000	4.512
EC 9-0	3-47.179	-69967.555951	-28157.083402	R=30.000	12.420
EC 9-0	3-59.599	-69956. 94901	-28201.99 915	R=∞	20.227
EC 10-0	3-79.820	-69938.664566	-282 3.642215	R=50.000	10.995

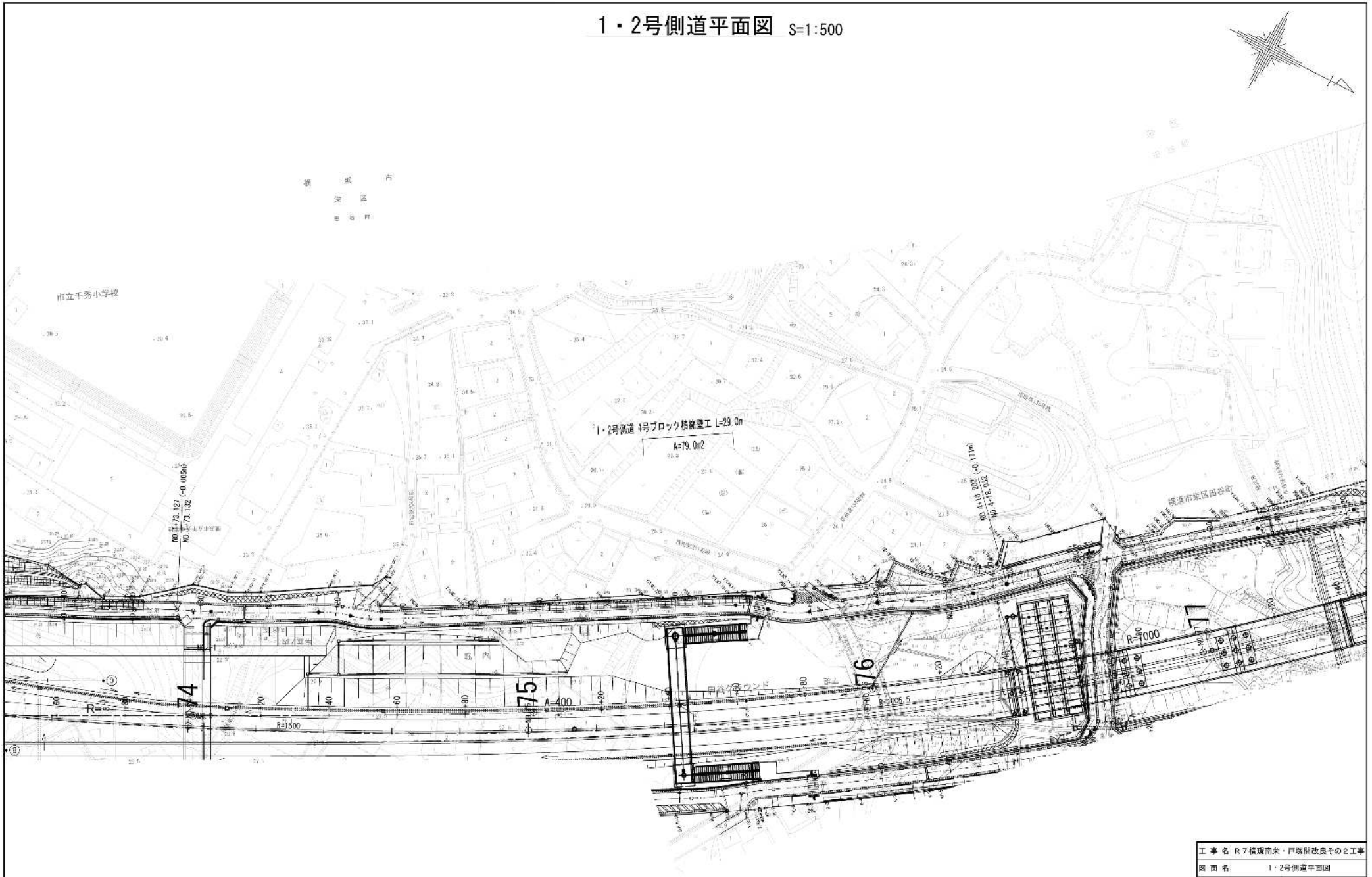
主要点	測点	X座標	Y座標	要素	距離
EC 1-0	3+89.850	-69831.064999	-28218. 79322	R=65.000	10.033
EC 1-0	4+08.027	-69815.104502	-28229.002151	R=65.000	16. 74
EC 2-0	4+18.202	69808.388375	28235.393135	R=∞	10. 73
EC 3-0	5+45.951	69758.502906	28317.344552	R-800.000	127.619
EC 3-0	5+68.095	69681.907307	28329.571321	R-100.000	22.467
BC 4-0	5+88.279	69692.096052	28347.090442	R-40.000	20. 83
BC 5-0	6+04.134	-69672.420410	-28360.825872	R-30.000	15.916
BC 6-0	7+30.495	-69592.003874	-28456.491542	R=1000.000	126.361
EC 7-0	7+50.909	69577. 176342	28470.378264	R=60.000	20.414
EC 7-0	7+76.862	69559. 713402	28488. 331912	R-80.000	25.954
BC 8-0	8+42.208	69524. 231731	28542. 362948	R=∞	65.347
EC 9-0	8+20.648	69471.427438	28631. 284801	R-200.000	76.420
BC 9-0	8+39.458	-69445. 181526	-28629. 926545	R-100.000	36.100
EC 10-0	8+78.389	-69430. 775592	-28641. 277721	R=30.000	19.040
EP	8+80.805	-69428. 3362 1	-28642. 150429	R=∞	2.467



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7橋梁補修・河道掘削その2工事
図面名	1・2号側道線形図
縮尺	1:500 図面番号 12 / 12
年月日	令和8年1月 日
設計会社	株式会社 綜合技術コンサルタント
工務所名	国土交通省 秋田国道事務所

1・2号側道平面図 S=1:500



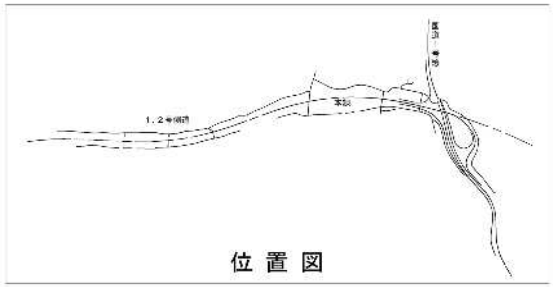
工事名	R7横浦南栄・戸塚開改良その2工事
図面名	1・2号側道平面図
縮尺	1:500 図面番号 13 / 17
年月日	令和8年1月 日
設計会社名	株式会社 総合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

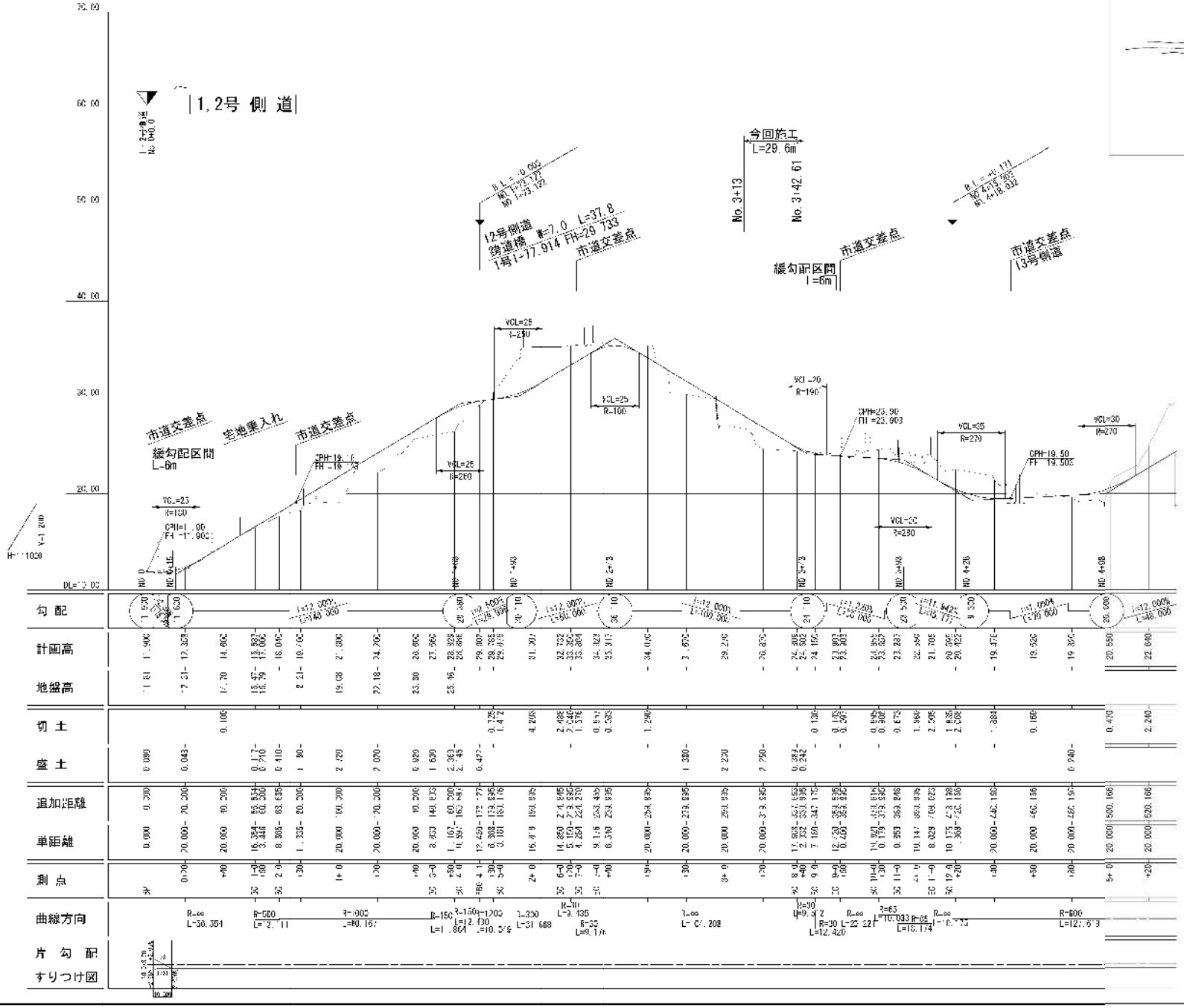
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

側道縦断図

V=1: 200
H=1:1000

1,2 号 側 道

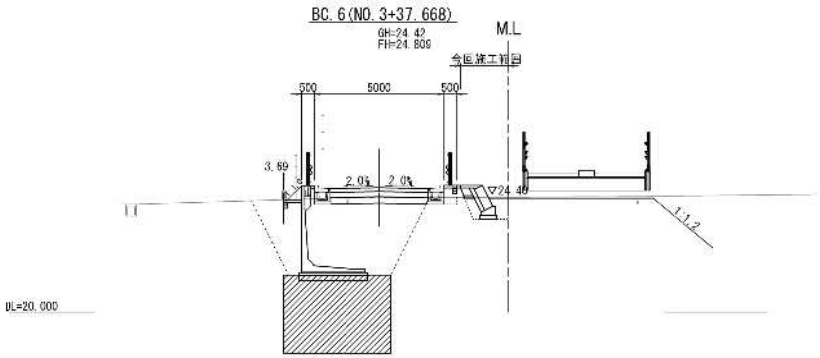


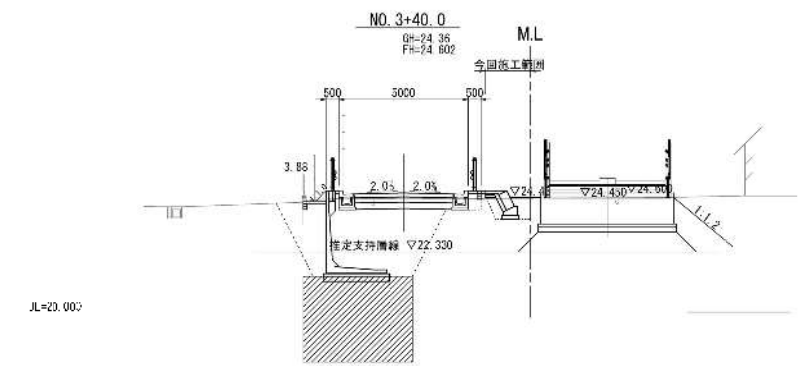


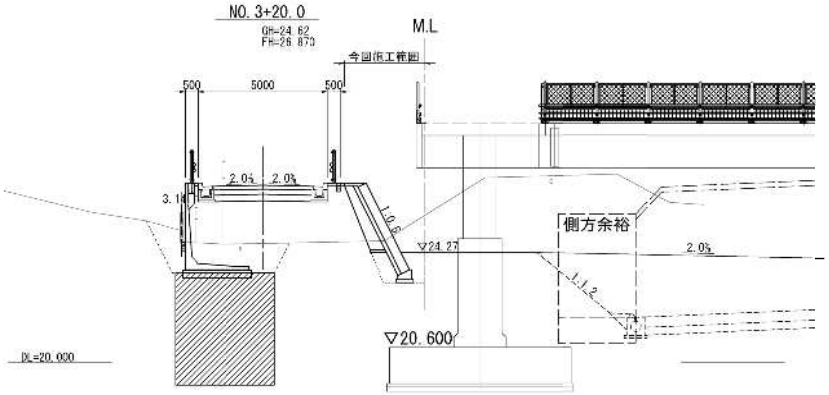
工事名	R7横須賀南・戸塚開改良その2工事
図面名	側道縦断図
縮尺	V=1: 200 H=1:1000
図面番号	14 / 17
年月日	令和8年1月 日
設計会社名	株式会社 総合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

1・2号側道横断図 S=1:100





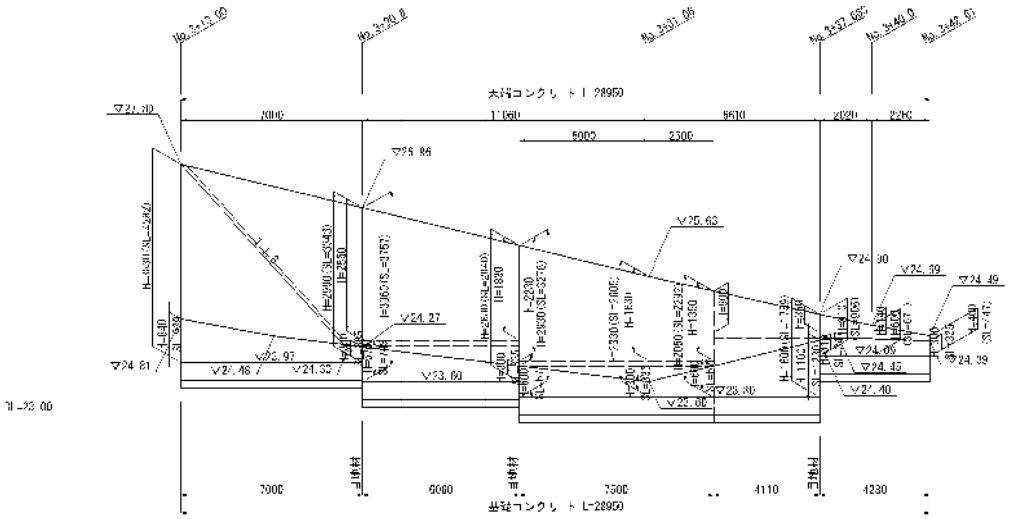


工事名	R7横瀬南谷・芦沢間改良その2工事
図面名	1・2号側道横断図
縮尺	1:100 図面番号 13 / 17
年月日	令和8年1月 日
設計会社名	株式会社 綜合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省 秩父国道事務所

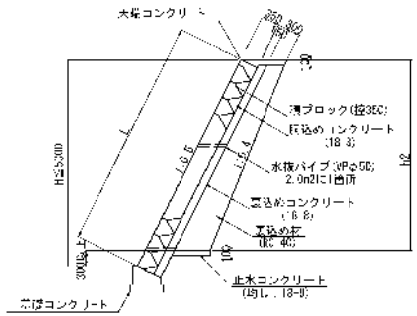
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

ブロック積擁壁展開図
1・2 号 側 道

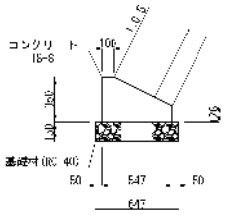
4号ブロック積擁壁展開図 S=1:100
NO.3+13.0～NO.3+42.6（右）



断 面 図 S=1:50



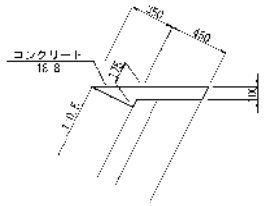
基礎コンクリート S=1:20



基礎コンクリート 材料表 (1m当り)

名 称	規 格	単位	数 量	備 考
コンクリート	18-8	m3	1.414	
型 枠	均し面仕上	式	1.000	
基 礎 材	RC-40, t=150	m2	6.470	

天端コンクリート S=1:20



天端コンクリート 材料表 (1m当り)

名 称	規 格	単位	数 量	備 考
コンクリート	18-8	m2	0.810	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7横浜厚木・厚木関改良そのフ工事
図面名	ブロック積擁壁展開図
縮尺	図示 設計番号 15 / 17
年月日	令和8年1月 日
設計会社名	株式会社 綜合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
道路改良		式	1	
擁壁工		式	1	
既製杭工		式	1	
鋼管杭（１）	鋼管径(杭径)2000mm 鋼管長さ(杭長)28m	本	5	
鋼管杭（２）	鋼管径(杭径)1500mm 鋼管長さ(杭長)22.5m	本	12	
鋼ﾊﾞﾝﾄﾞ(1)	φ2000用	個	1	
鋼ﾊﾞﾝﾄﾞ(2)	φ1500用	個	1	
鋼管杭切断（１）	φ2000 t=20mm	箇所	5	
鋼管杭切断（２）	φ1500 t=15mm	箇所	12	
現場取卸（鋼管杭）		t	288	
圧入機組立・解体（１）	φ2000仕様	回	1	
圧入機組立・解体（２）	φ1500仕様	回	1	
反力架台設置撤去（１）	φ2000仕様	回	1	
反力架台設置撤去（２）	φ1500仕様	回	1	
鋼矢板（１）	Ⅳ型 平均鋼矢板長さ 19.3m 鋼矢板打込長 17.4m 平均鋼矢板引抜長 17.4m	式	1	
鋼矢板（２）	Ⅳ型 平均鋼矢板長さ 15.5m 鋼矢板打込長 14.2m 平均鋼矢板引抜長 14.2m	式	1	
ｱﾝｸﾞﾙ圧入	SS400 L-200×200×15 L=10.1m～12.3m 平均圧入長4.7m～10.4m	本	16	
ｱﾝｸﾞﾙ切断	SS400 L-200×200×15	箇所	16	
石・ﾌﾞﾛｯｸ積（張）工		式	1	
作業土工		式	1	
床掘り	土砂	式	1	
埋戻し	土砂 土砂	式	1	
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工（ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積）		式	1	
現場打基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ	生ｺﾝｸﾘｰﾄ:18-8-25(20)高炉W/C指定なし 底幅54.7cm 高さ 35cm	m	29	
ｺﾝｸﾘｰﾄ（間知）ﾌﾞﾛｯｸ積	控え350	m2	79	
胴込・裏込材（砕石）	再生砕石 RC-40	m3	16	
止水ｺﾝｸﾘｰﾄ		m2	12	
現場打天端ｺﾝｸﾘｰﾄ	生ｺﾝｸﾘｰﾄ:18-8-25(20)高炉 W/C指定なし	m3	2	

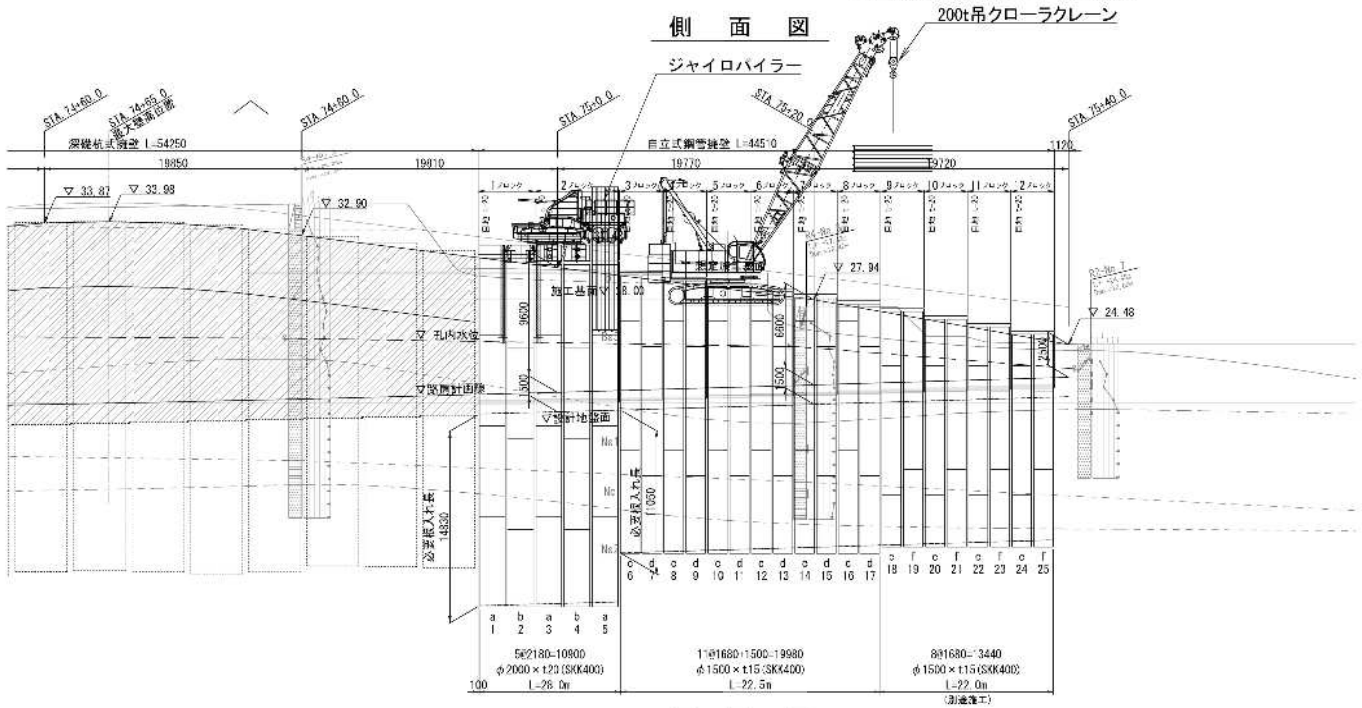
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
仮設工		式	1	
作業ﾔｰﾄﾞ整備工		式	1	
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 5,000m3未満	式	1	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1	
整地	残土受入れ地での処理	式	1	
交通管理工		式	1	
交通誘導警備員 B		式	1	

工事名	R7橋梁耐震・戸塚間改良その2工事
図面名	工事数量総括表
縮尺	- 図面番号 17 / 17
年月日	令和8年1月 日
設計会社名	株式会社 綜合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省 ○○国道事務所

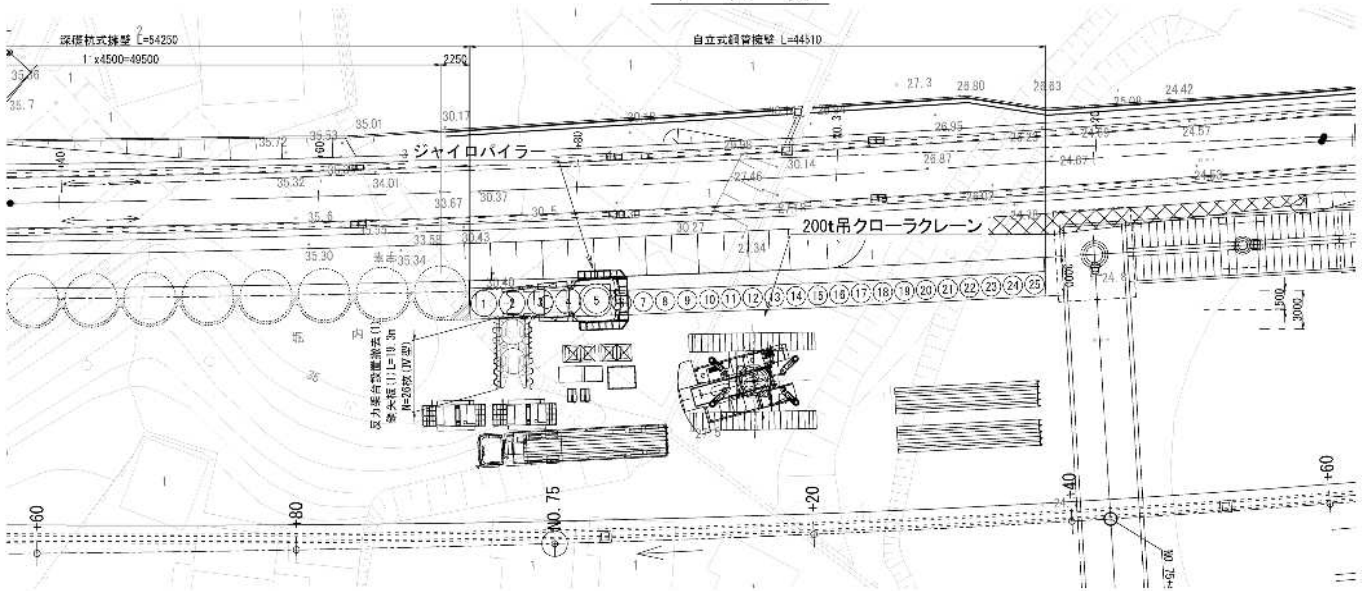
施工要領図(1)(参考図) S=1:200

自立鋼管杭擁壁工（φ2000）

側　面　図



平　面　図



荷重計算ジャイロパイラー組立等作業		
ジャイロクローラ3.0t仕様（ガイドポスト含）	28.00	ton
平均質量	0.30	ton
玉掛ワイヤ	1.50	ton
補助フック	0.15	ton
吊荷重合計	46.45	ton
クレーン能力(200t吊クローラクレーン)		
クレーン作業半径	14.0	m
ブーム長	42.7	m
アタッチメント種生長		m
定格荷重	71.10	ton
吊荷重/定格荷重	56.7	%

吊荷積替作業（ジャイロパイラー）		
自立式杭架設φ2,000仕様	14.30	ton
リングビット吊具	0.13	ton
玉掛ワイヤ	1.20	ton
補助フック	0.15	ton
吊荷重合計	16.28	ton
クレーン能力(200t吊クローラクレーン)		
クレーン作業半径	18.0	m
ブーム長	42.7	m
アタッチメント種生長		m
定格荷重	50.30	ton
吊荷重/定格荷重	32.4	%

吊荷積載作業（ジャイロパイラー）		
鋼管杭(杭径φ2,000mm L=5.3m)積載重量上限)	7.82	ton
リングビット吊具	0.25	ton
玉掛ワイヤ	1.20	ton
補助フック	0.15	ton
吊荷重合計	9.72	ton
クレーン能力(200t吊クローラクレーン)		
クレーン作業半径	18.0	m
ブーム長	42.7	m
アタッチメント種生長		m
定格荷重	50.30	ton
吊荷重/定格荷重	19.3	%

この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

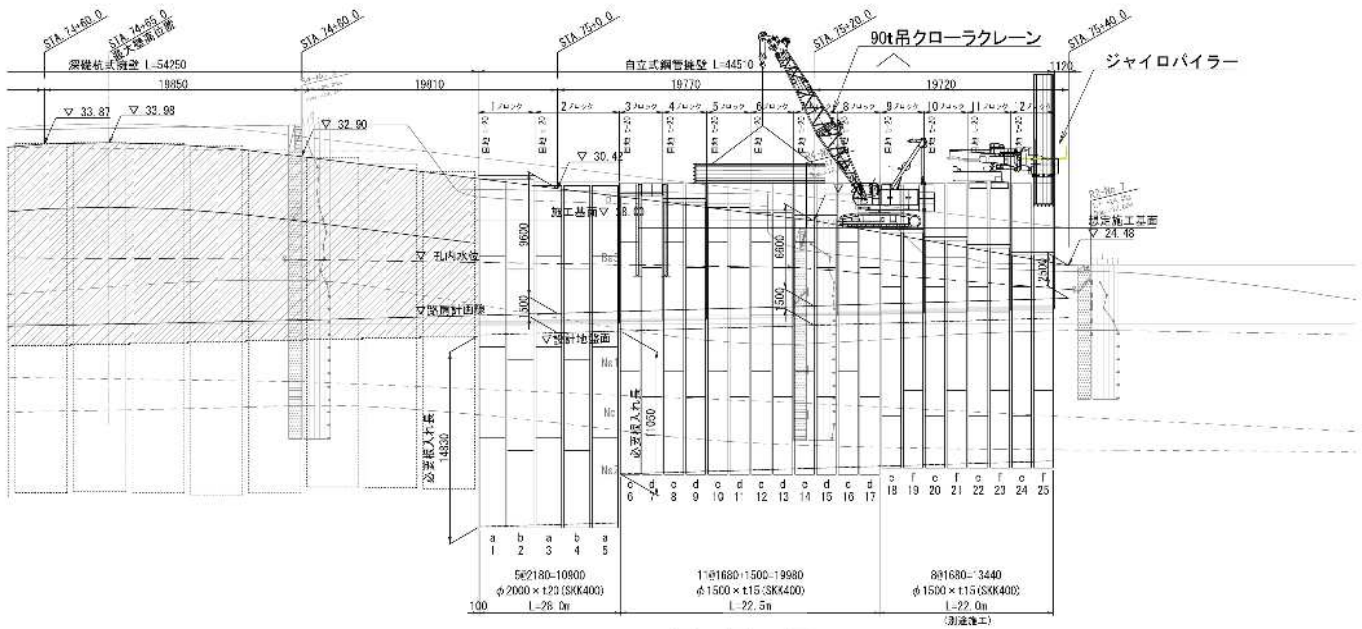
工事名	R7横須賀米・戸塚開改良その2工事
図面名	施工要領図(1)(参考図)
縮尺	1:200　図面番号　参の1
年月日	令和8年1月　日
設計会社名	株式会社　総合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

施工要領図(2)(参考図) S=1:200

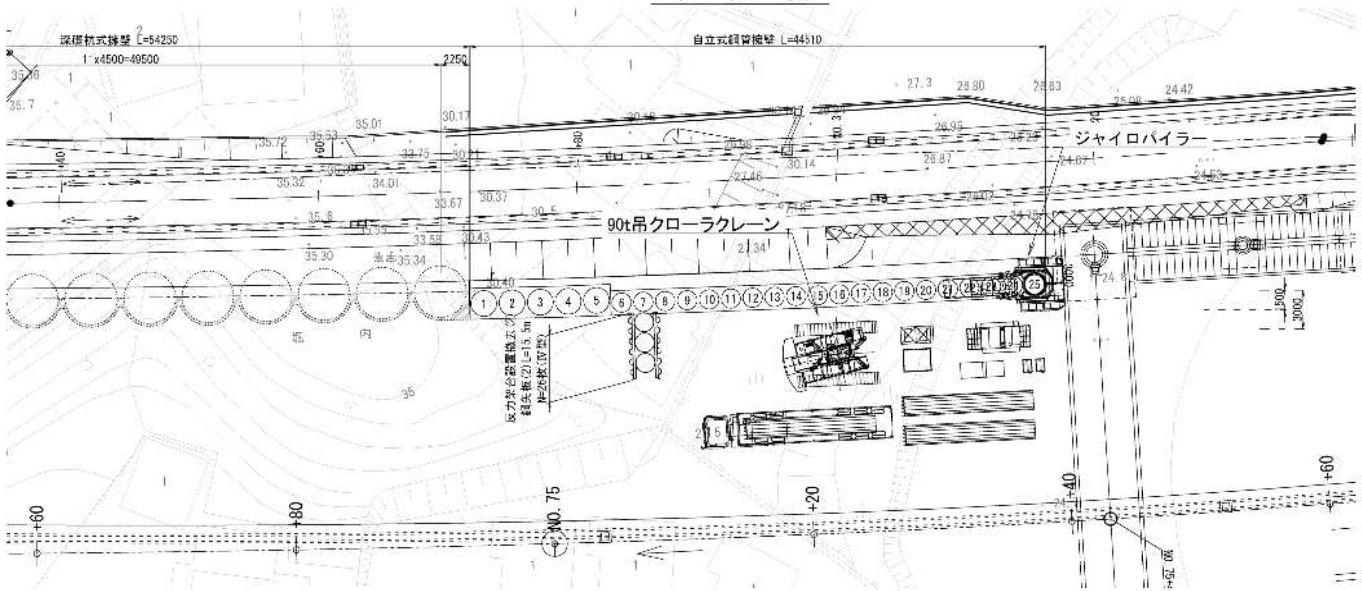
自立鋼管杭擁壁工（φ1500）

側　面　図



作業計算書(ジャイロパイラー杭立荷役作業)			重量集計表(鋼管杭施工)			重量集計表(鋼管杭施工)		
ケリーバー φ1500仕様 ケリーバー重量	15.40	ton	自走架台重量 A1,500仕様	4.45	ton	鋼管杭材料 φ1,500×15mm L=25.0m(輸送長さ二種)	8.50	ton
吊具質量	0.10	ton	シングピット吊具	2.05	ton	シングピット吊具	0.15	ton
二巻フック	0.85	ton	主巻フック	2.85	ton	主巻フック	0.85	ton
補巻フック	0.30	ton	補巻フック	2.30	ton	補巻フック	2.50	ton
吊荷合計	16.65	ton	重荷重合計	5.65	ton	重荷重合計	7.87	ton
クレーン能力検討(90t吊クローラクレーン)			クレーン能力検討(90t吊クローラクレーン)			クレーン能力検討(90t吊クローラクレーン)		
クレーン作業半径	10.0	m	クレーン作業半径	5.0	m	クレーン作業半径	6.0	m
ブーム長	41.2	m	ブーム長	32.7	m	ブーム長	32.7	m
必要ブーム傾斜長		m	必要ブーム傾斜長		m	必要ブーム傾斜長		m
定格荷重	25.00	ton	定格荷重	13.50	ton	定格荷重	13.50	ton
吊荷重/定格荷重	64.0	%	吊荷重/定格荷重	41.9	%	吊荷重/定格荷重	58.3	%

平　面　図



この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7横浜南栄・戸塚開改良その2工事
図面名	施工要領図(2)(参考図)
縮尺	1:200　図面番号　参の2
年月日	令和8年1月　日
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所